

(仮称) 文京区児童相談所設置に向けた準備状況について

1 文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案について

児童福祉法が一部改正され、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない旨が規定された。本区は、令和7年4月1日に区児童相談所を設置することから、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）」を踏まえ、本条例を制定する。（詳細については、別紙1のとおり）

2 児童自立支援施設に係る都への事務の委託について

区児童相談所開設に当たり、児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設については、特別区及び都との協議により、当面、地方自治法に基づく事務の委託として、児童自立支援施設に関する事務の管理及び執行を都に委託することとなっている。地方自治法に基づく事務の委託については、議会の議決が必要であることから、令和6年11月定例議会にて、関係議案を提出することとする。

【事務の委託の対象となる都立の児童自立支援施設】

東京都立誠明学園 東京都立萩山実務学校

3 児童相談所設置区による施設措置費支払い事務等の共同処理について

児童相談所を設置する特別区では、地方自治法に基づく「機関等の共同設置」により、児童養護施設等への措置費支払い事務を一元的に行うための「措置費共同経理課」を共同で設置している。本区においても、令和7年4月の児童相談所開設に当たり、当該組織へ加入する。（詳細については、別紙2のとおり）

4 「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」の追補について

区児童相談所の開設に当たり、児童相談所の継続的、安定的な運営や、児童福祉法改正への的確な対応等に資するため、「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」について組織体制部分について追補する。（詳細については、別紙3のとおり）

5 都からの一時保護受託の実施について

区児童相談所開設に向けて、現在の都の一時保護施設の状況等を鑑み、開設当初から一時保護所の安定的な運営を行うため、東京都が一時保護を行った児童について、本区において一時保護受託を実施する。（詳細については、別紙4のとおり）

6 今後の予定

- | | |
|----------|---------------------------|
| 令和6年 11月 | 定例議会に区児童相談所設置条例及び関連条例等を提案 |
| 令和7年 1月 | 一時保護受託開始 |
| 2月 | (仮称) 文京区児童相談所の設置に係る議会報告 |
| 4月1日 | 区児童相談所開設 |

文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案について

1 条例制定の経緯

一時保護施設の設備及び運営については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」に規定する児童養護施設の基準を準用してきたところ、児童福祉法が一部改正され、内閣府令で定める基準を踏まえ、条例で基準を定めなければならない旨が規定された。

今般、令和6年4月1日に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）」（以下「国基準」という。）が施行され、また、令和7年4月1日に区児童相談所を設置することから、本条例を制定する。

2 目的

一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障することを目的とする。

3 根拠規定

児童福祉法第12条の4第2項

4 対象施設

児童福祉法第12条の4第1項の規定に基づき、本区が設置する一時保護施設

5 条例の主な内容

本条例で定める本区の一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、国基準と同一の水準とする。主な内容は、次項のとおり。

6 施行期日

令和7年4月1日

○本条例案の主な内容

(1) 児童の権利擁護に関すること
● 児童の権利擁護(第10条) ・一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。 ・入所した児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行わなければならない。 ● 児童の権利の制限(第11条) ・一時保護施設においては、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。 ● 児童の行動の制限(第12条) ・一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。 ● 児童の所持品等(第13条) ・一時保護施設においては、合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。
(2) 設備の基準に関すること
● 設備の基準(第16条) ・児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設けること。 ・児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、一人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、一人につき3.3平方メートル以上とすること。 ・少年(小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者)の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。 ・入所児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。 ・居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
(3) 職員の基準に関すること
● 職員(第19条) ・一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。 ● 夜間の職員配置(第20条) ・一時保護施設(ユニットを整備するものに限る)には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。 ● 一時保護施設の管理者等(第21条) ・一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。 ● 児童指導員の資格(第22条) ● 心理療法担当職員の資格(第23条) ● 学習指導員の資格(第24条)

児童相談所設置区による施設措置費支払い事務等の共同処理について

1 概要

児童相談所を設置する特別区(以下「関係区」という。)では、措置費の支払い事務等を一元化するため、地方自治法の規定に基づく「機関等の共同設置」により、共同して内部組織を設置している。

本区は、令和7年4月1日の区児童相談所開設により当該組織へ加入することから、関係区である港区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区と、協議により規約を定めるため、地方自治法の規定に基づき、令和6年11月定例議会に議案を提出する。

2 組織概要

(1) 名称

措置費共同経理課

(2) 執務場所

千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館内

(3) 処理する事務

児童福祉法第50条第7号及び第7号の3に規定する費用の支弁に関する事務等で関係区の長の協議により定めたもの。

(4) 組織及び職員体制等

① 幹事区は、3年ごとの輪番制とし、児童相談所設置順に担当する。

② 関係区は、地方自治法第252条の9第3項及び第252条の13に基づき、職員を選任する。このため、本区職員1名を、措置費共同経理課の職員として選任する。

(5) 費用負担

関係区が、措置費及びそれ以外の経費を負担金として支払う。

3 その他

本案の議決後、関係区との規約締結に向け手続を進めていく。

「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」の追補について

1 概要

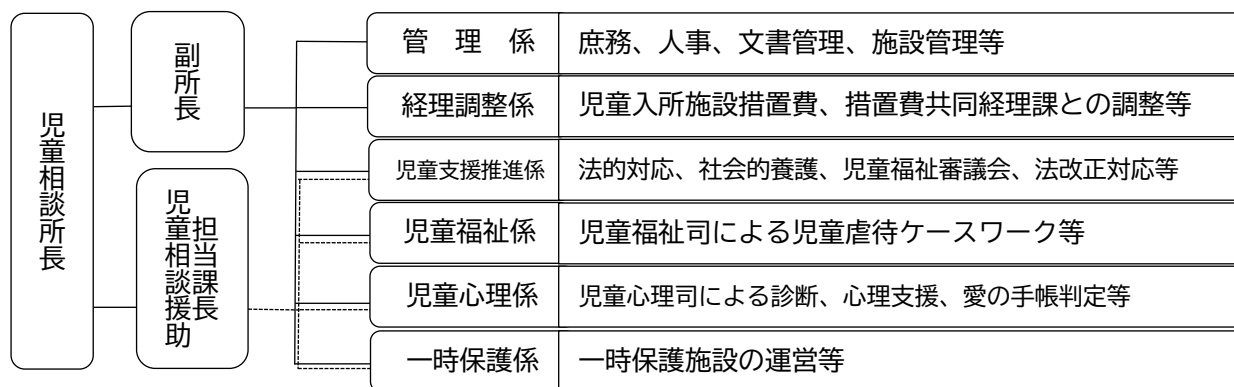
令和5年3月に策定された「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」(以下「計画」という。)については、これまで都との確認作業及び国への政令指定要請等を経ながら、計画内容に基づき、令和7年4月の児童相談所の開設に向け、着実に準備体制を整えているところである。

この間、児童福祉法改正に伴う国からの各種通知等の発出及び他自治体が設置した児童相談所との意見交換等を踏まえ、児童相談所の課題の解決に向けた組織体制案について、計画において追補する。

2 「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」の追補にあたっての視点

- (1) 児童福祉法改正に的確に対応し、児童相談所の専門的スキルを継続的に担保する組織の確立
- (2) 円滑な児童相談所運営に資する措置費等の事務執行及び一時保護施設の体制の強化
- (3) 児童福祉司、児童心理司における相談援助業務に対するフォローアップ体制の構築

3 区児童相談所開設に伴う組織体制(案)の追補について(計画 11 ページ関係)



4 その他

新たな組織体制(案)及び必要となる人員については、企画課及び職員課等関係部署と協議し、体制の整備・充実を図っていく。

5 参考資料

「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」(国への提出版)

(仮称) 文京区児童相談所運営計画

令和5年3月

「(仮称)文京区児童相談所運営計画」 目次

1	「(仮称)文京区児童相談所運営計画」の策定に向けて	1
2	児童福祉の理念	2
	(1) 子どもの人権	2
	(2) 児童育成の責任	2
	(3) 児童虐待対応に関する地方公共団体の責務	2
3	基本方針	3
4	新たな児童相談体制	4
	(1) 管轄地域	4
	(2) 児童相談所の設置	4
	(3) 本区が目指す支援	4
	(4) 実現の方策	5
	(5) 子ども家庭支援センターと区児童相談所の機能と連携	5
	(6) 関係機関との連携強化	8
5	組織体制	11
	(1) 組織体制と職員の配置	11
	(2) 児童相談所長の主な業務	11
	(3) 児童相談所長に委任する権限の範囲	11
	(4) 各係の主な業務	12
	(5) 職員の職務内容	13
6	人材の確保・育成	15
	(1) 職員数について	15
	(2) 人材確保	16
	(3) 人材育成	16
7	相談の流れ	19
	(1) 区児童相談所における相談援助の原則	19
	(2) 区児童相談所の相談の流れ	20
	(3) 相談援助の実際	22
	(4) 区児童相談所と子ども家庭支援センター開所時間と夜間休日等の体制	25
8	一時保護	26
	(1) 一時保護の目的と機能及び期間	26
	(2) 一時保護所での子どもの保護	27
9	社会的養護（社会全体で子どもを育む）	32
	(1) 社会的養護の基本的な考え方	32

(2) 里親制度の充実に向けて……………	33
(3) 区内への社会的養護の施設誘致の方針・方向性及び社会的養護退所者への支援……………	36
10 自治体間の広域調整……………	37
(1) 東京都との連携……………	37
(2) 特別区間の連携……………	37
11 児童相談システム……………	38
(1) システムで扱う業務範囲……………	38
(2) 情報の連携……………	38
(3) セキュリティ対策……………	38
(4) スケジュール……………	38
(5) その他……………	38
12 東京都からのケース等の引継ぎ……………	39
(1) 児童福祉司及び児童心理司の派遣による引継ぎ……………	39
(2) 事務引継ぎ等に関する協議……………	39
(3) 児童相談所設置の周知……………	39
13 児童相談所設置市が処理する業務……………	40
14 施設概要……………	42
(1) 所在地と建物概要……………	42
(2) 施設整備スケジュール……………	43
(3) 施設設計の基本的な考え方……………	43
(4) 施設設計の工夫……………	43
15 資料……………	44
(1) 子ども家庭支援センターの相談員の行動回数（総合相談事業）……………	44
(2) 児童福祉法等の変遷……………	47
【参考文献等】……………	50

1 「(仮称)文京区児童相談所運営計画」の策定に向けて

近年、児童虐待発生件数は増加傾向にあり、全国各地で児童虐待に起因する死亡事件も発生しています。このような痛ましい事件が繰り返されないためにも、事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭の早期発見に努め、必要な支援に繋げる必要があります。

平成28年の児童福祉法等改正法により、「全ての児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること」が明確化され、また、特別区も児童相談所を設置することができることになりました。

こうした状況を踏まえ、本区では、基礎的自治体であるメリットを最大限に活かし、児童相談体制を更に強化するため、児童相談所設置の方針を定め、平成31年3月に基本的な考え方を整理した「(仮称)文京区児童相談所基本計画」を策定し、令和4年度後半の開設を目指すこととしました。

しかしながら、令和2年1月に、開設時期である令和4年度後半までに、児童福祉司スーパーバイザー(指導教育担当児童福祉司)など、開設に必要な専門性を有する職員の確保が困難となったことから、開設時期を令和7年度(予定)に変更しました。

一方、令和元年6月の「児童虐待の防止等に関する法律(以下「虐待防止法」という。)」の改正により、児童相談所における介入機能と支援機能の分離や親権者による体罰禁止が、また、児童福祉法の改正により、児童相談所長等による体罰禁止がそれぞれ規定され、令和2年4月から施行されました。

令和4年12月には「民法等の一部を改正する法律案」が成立し、懲戒権の規定が削除され、「親権者は、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならないが、かつ、体罰等の、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする」との改正がされました。

また、東京都においては、令和2年12月に、東京都児童福祉審議会の提言「新たな児童相談のあり方について『予防的支援』と『早期対応』の抜本的強化に向けて」が発表されました。

そして、基本計画策定以降も、東京都内の子ども家庭支援センター、東京都児童相談所の相談対応件数はどちらも激増しており、特に虐待相談については顕著な状況でした。

このような事態を受け、文京区子ども家庭支援センターと(仮称)文京区児童相談所(以下「区児童相談所」という。)が、それぞれに求められる役割を着実にを行うことがより重要であるとの考えから、令和3年1月に、子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能を区分し、双方が連携することにより、児童相談行政を進める方向で整理しました。

その後、国においては令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年改正法)が公布されました。区市町村は、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うものとされたほか、一時保護所の環境改善、社会的養育経験者等に対する自立支援の強化、児童の意見聴取等の仕組みの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入等が盛り込まれています。

また令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されます。子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることが出来る社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。

本区においては、このような区内外の状況を踏まえ、区児童相談所の運営についての考え方を整理するため、「(仮称)文京区児童相談所運営計画」を策定しました。

2 児童福祉の理念

(1) 子どもの人権

子どもの権利に関する条約（以下「権利条約」という。）は、日本が批准している国際条約の一つで、18歳未満の全ての者の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年秋の国連総会にて全会一致で採択されました。日本は翌平成2年に権利条約に署名し、平成6年に批准しています。権利条約は、国際人権規約に定められている権利を子どもについて展開し、子どもには「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があるとしています。

平成28年の児童福祉法等改正法では、権利条約を批准したことを踏まえ、子どもの権利擁護を児童福祉法の理念として位置付けました。第1条では「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神に則り、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する」とされ、子どもが権利の主体であることが明記されました。第2条1項では「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健全に育成されるよう努めなければならない」とされ、全ての国民は、子どもの最善の利益を優先して育むように努めなければならないことが明記されました。

(2) 児童育成の責任

児童福祉法第2条第2項では「児童の保護者は、児童を心身ともに健全に育成することについて第一義的責任を負う」、また同法第2条第3項では「国及び地方公共団体は、子どもの保護者とともに、子どもを心身ともに健全に育成する責任を負う」と規定されています。これは、子どもの福祉を図る責任を明記した規定です。子どもは成人と違い心身ともに未成熟であって、自ら守ることが十分にできないため、国、地方公共団体は全ての子どもの健全な育成に積極的な力を注ぐ責任があるとされるものです。また、保護者など子どもに対して親権を行使する者は、民法によりその責任が定められていますが、それに加え、子どもを現に監護している保護者と国及び地方公共団体に対して、子どもの福祉に対する責任を負わせたものです。

(3) 児童虐待対応に関する地方公共団体の責務

虐待防止法第4条では、児童虐待に関する国及び地方公共団体の責務を定めています。

第1項では、児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで、各段階において適切に対処できるような体制の整備、第2項及び第3項では、児童相談所等関係機関の職員等に対して、児童虐待の発見や防止に寄与することができるための研修等の措置、第4項では、児童虐待の防止のため、社会に向けての啓発活動、第5項では、死亡事例などの重大な事件の再発を防止するため児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析や検証を行うとともに、児童虐待の防止等のための調査研究及び検証を行うものと規定されています。

3 基本方針

平成16年の児童福祉法等改正法により、子どもと家庭の相談に対応することが区市町村業務として法律上明確にされました。本区においてはそれに先立ち、平成15年10月に子ども家庭支援センターを設置し、東京都児童相談センターと連携をしながら、本区の子どもと家庭についての相談に対応してきたところです。

平成28年の児童福祉法等改正法において、特別区も児童相談所を設置できることとなり、本区としても児童相談所設置の方針を定め、平成31年3月には「(仮称)文京区児童相談所基本計画」を策定しました。

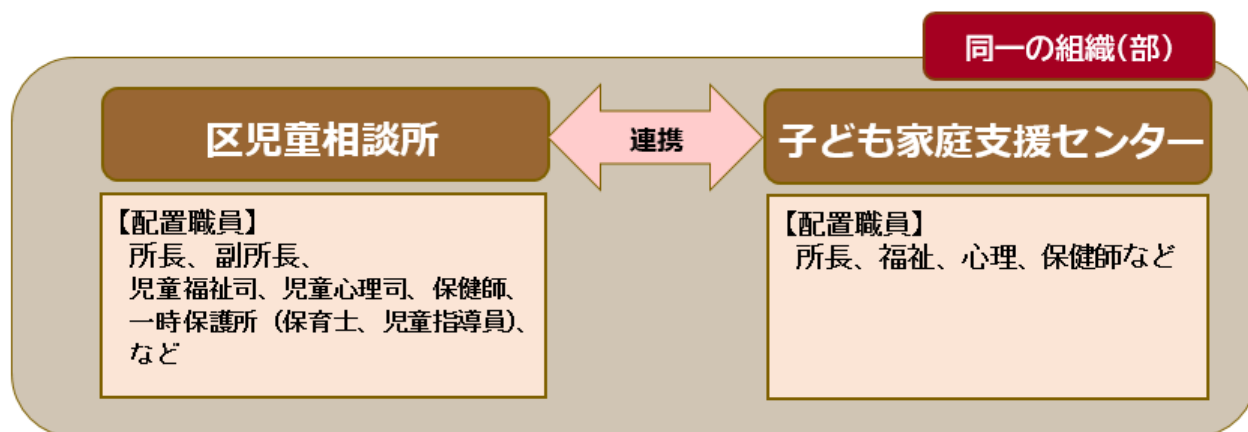
しかしながら、近年、本区の子ども家庭支援センターの相談件数(児童虐待相談対応件数、平成28年度497件、令和3年度689件)及び東京都児童相談所における相談件数(児童虐待相談対応件数、平成28年度12,494件、令和3年度26,047件)はどちらも激増しています。その内容が複雑化する状況において、それぞれの役割を着実にを行うため、本区においては令和3年1月に子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能を区分し、双方が連携することにより、児童相談行政を進める方針にしました。

子ども家庭支援センターにおいては、予防的支援に一層注力し、地域に根差した寄り添い型の支援に、児童相談所においては、より高度で専門性の高い指導や一時保護などの介入的対応、施設入所などの措置、他自治体との広域調整等に着実に対応していきます。

本区は、児童福祉法の理念に基づき、子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること、子ども一人一人が権利の主体であること、子どもの意見が尊重されることを基本としていきます。また、子ども家庭支援センターとともに、基礎的自治体として地域住民、関係機関等と連携し、いかなる場面においても「**子どもの最善の利益**」を優先した相談援助活動を以下のように実施していくことに取り組みます。

【子どもの最善の利益を守るために】

- ◎ 子どもと家庭を対象にあらゆる相談を守備範囲とする総合相談体制を目指します。
- ◎ 支援が必要な家庭を早期に発見する積極的な予防的支援を図ります。
- ◎ 福祉、保健、教育等の行政機能や関係機関と連携した切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築します。



4 新たな児童相談体制

(1) 管轄地域

区児童相談所は、本区全域を管轄区域とします。

※ 本区の現状（令和5年1月1日現在）

人	口	229,653	人
18歳未満人口		33,999	人
世帯数		126,436	世帯
面積		11.29	平方キロメートル

(2) 児童相談所の設置

本区が児童相談所を整備するに当たって、現行の子ども家庭支援センターと並立する形で、区児童相談所内に相談援助部門及び一時保護部門を設ける形にします。そして、子どもの最善の利益を守るため、適切な法的権限を行使し、福祉、保健、教育等の行政機能や関係機関と連携した切れ目のない一貫した相談、支援体制を構築します。

これにより、今まで東京都が担ってきた児童相談所と、本区が担ってきた子ども家庭支援センターそれぞれを本区が担うことで、双方の機能を活かしながらも身近に連携が取れる組織として、子どもの最善の利益を守るために相談・支援体制を構築していくことができます。互いが区内にあるという関係性の中で、緊密な情報交換とより良い支援を行うための協議を行い、区民の福祉の更なる向上に取り組んでいきます。区児童相談所の開設は、令和7年4月1日とします。

(3) 本区が目指す支援

本区では、新たな児童相談体制の中でも、階層的な予防的視点を取り入れて対応します。

子ども家庭支援センターを中心に保健サービスセンターと協働しながら、妊娠・出産・子育て期から育児不安等に対する支援を行い、虐待の未然予防を行います（一次予防）。子ども家庭支援センターと区児童相談所が連携し、虐待の早期発見・早期対応を行います（二次予防）。区児童相談所が中心となり、虐待の再発を予防します（三次予防）。

子ども家庭支援センターと児童相談所が共通のリスクアセスメント基準を用い、関わる機関同士が能動的に結び目を作りながら、全ての家庭に必要な支援が行き届く体制（結び目から編み目を広げていくセーフティネット）を作ります。

ア 母子保健から始まる切れ目のない支援

妊娠期から保健サービスセンターが関わり、乳児期・幼児期・学齢期と年齢が上がるに従い、子ども家庭支援センターも共に地域の家庭や機関からの相談を受け対応していきます。年齢や内容を理由に区切るのではなく、相談が必要な家庭を適切な窓口に結びつける切れ目のない支援を行います。

また、令和4年の児童福祉法の改正を踏まえ、子ども家庭支援センターは、保健サービスセンターにおける包括的な支援のための体制強化等、母子保健分野との一層の連携に取り組んでいきます。

イ 子どもや家庭を中心とした関係機関連携による支援

区児童相談所は、保育園、認定こども園、幼稚園、学校、児童館、育成室、医療機関、警察、民生委員・児童委員/主任児童委員、教育指導課、教育センター、保健所・保健サービスセンター、本区関係部署等と日常的な連携を行い、顔の見える関係を結びながら、子どもや家庭に対して支援していきます。

ウ 詳細な情報収集と適切な判断に基づく支援

本区で受ける相談は、相談内容に応じた調査を行い、必要な情報を収集し、収集した情報をもとに適切なアセスメント（評価）を行います。区児童相談所と子ども家庭支援センターは、相談を受理した時点から協働し、相談内容に応じて担当者を決定し、子どもと家庭への支援を行います。子どもと家庭の状況に変化があった場合でも、変化の節目には合同の協議を行い、最新の状況に即した支援計画を作成し、それぞれが役割に応じた支援を行っていきます。このような取り組みを通して、区児童相談所と子ども家庭支援センターも、積極的に結び目を作りながら支援を行います。

(4) 実現の方策

基本方針や新たな児童相談体制の実現に向けて、区児童相談所は、以下のように取り組みます。

ア 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護を充実させ、子どもの最善の利益を図るため、相談援助において、調査の段階はもとより、一時保護中や在宅での関わりの中で、里親委託中、施設措置中の子どもの意見を丁寧に聴取し、子どもの安心、安全な生活を第一に考え、適切に対応する体制を構築します。

イ 虐待対応への取組

近年増加している児童虐待の問題については、複雑・多様化している状況があり、児童虐待の防止に関する対応を強化し、必要に応じて児童相談所の持つ権限を活用し、子どもの安心、安全な生活を守る役割を果たします。

ウ 専門性を活かした支援の充実

児童相談所の専門性を活かし、関係機関等とも連携して、子どもと保護者を支援するプログラムを実施します。子どもを含む家庭全体を把握、理解し、家族が抱える困難に寄り添いながら、課題解決に向け支援します。

エ 子ども家庭支援センターとの協働

専門性の高い支援及び必要によっては法的対応も行う区児童相談所は、地域に根ざした支援を行い、子どもと家庭についての総合相談の対応をする子ども家庭支援センターと切れ目なく連携します。また、情報の把握しやすい地域の支援機能を十分に活用して、両機関の役割をしっかりと果たし、子どもと家庭の安心、安全を維持するためのきめ細かい支援を行います。

オ 関係機関との連携

基礎的自治体だからこそできる強みや同一自治体にあるメリットを活かし、子どもと家庭が抱える課題の解決に向けて、本区関係部署や区内の関係機関と、よりスムーズな連携及び的確で迅速な対応を行います。また子ども家庭の福祉の充実に向けて、他の特別区児童相談所、東京都児童相談所、児童福祉施設等と必要に応じて連携を図ります。

(5) 子ども家庭支援センターと区児童相談所の機能と連携

本区は、児童福祉法第12条に基づく行政機関である児童相談所と、児童福祉法第10条に基づく子ども家庭支援センターを独立した機関として整備します。

子ども家庭支援センターが担ってきた身近な相談機関としての役割や、要保護児童対策地域協議会の調整機関として担ってきた地域との関係性等を土台とし、児童相談所が持つ専門機関としての機能を緊密に連携させ、本区としての子どもの相談支援体制を構築します。

地域における子どもと家庭に関する相談の窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する区児童相談所は、並立して、それぞれが持つ専門的な機能や権限を発揮し、それぞれの役割を果たし、必要により連携を強化し対応できる体制を構築していきます。

ア 子ども家庭支援センターの機能強化

子どもと家庭の支援充実のため、子ども家庭支援センターの機能を以下のように強化していきます。

- ① 家庭における子育て及び子どもの健全な育成を支援するため、相談事業、子育て支援講座及び親子ひろば事業を実施するとともに、母子保健との連携強化を図り、子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりを一層促進します。
- ② 発達や行動面に課題がある子どもや家庭への援助、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を行っている関係機関との連携をさらに密にします。援助を必要とする子どもや家庭には、家庭支援ヘルパーを派遣する事業等を通して援助を行っていきます。
- ③ 要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関との連携をもとに、子どもや家庭を援助するための状況把握や情報共有を行い、児童虐待防止ネットワークをより機能的に運営します。
- ④ 児童虐待の未然防止の徹底を図るため、積極的な訪問等のアウトリーチ型支援を通じて、支援を必要とする家庭を早期に把握した上で、必要な支援プランの作成や支援の導入、継続的な状況確認等を行います。
- ⑤ 虐待通告の窓口としての役割や虐待の未然防止のための啓発事業及び養育家庭制度に関する普及活動をこれまで以上に充実させていきます。

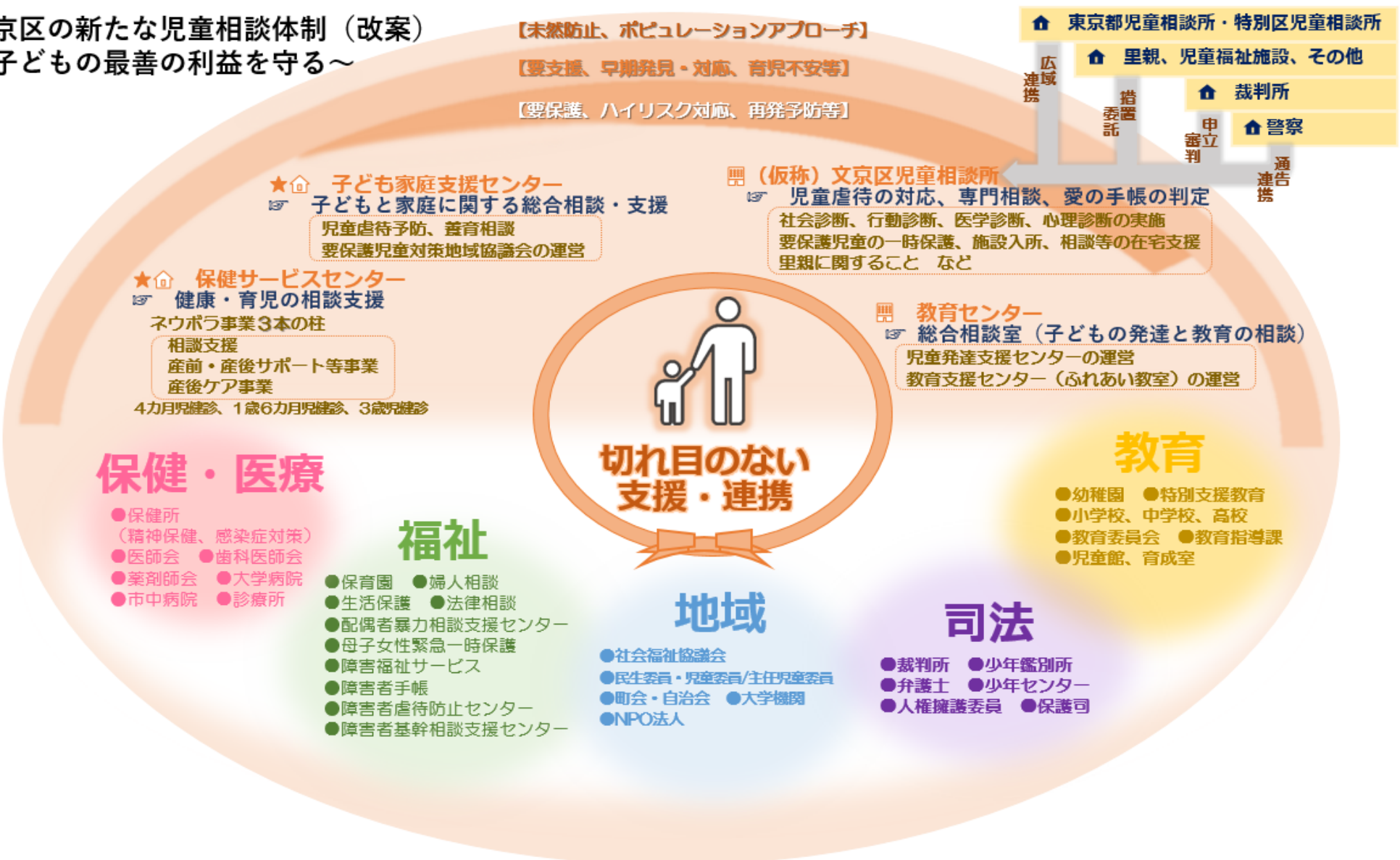
イ 児童相談所の専門性

区児童相談所が開設されることで、子どもや家庭に関する相談の中でも、虐待等の緊急かつ高度な相談に対応ができる体制が整います。専門職による社会診断、医学診断、心理診断、行動診断等を行い、各分野の担当者が協議した結果、児童相談所としての判定と援助方針を導き出します。援助方針を策定する過程では、事前に子どもや保護者等に対して十分説明を行い、その意向等を踏まえて効果的な支援を構築していきます。

ウ 子ども家庭支援センターと区児童相談所の連携

子ども家庭支援センターと区児童相談所は、家庭に関するあらゆる相談に対して、調査、アセスメント、支援を行います。場合によって、虐待や非行等の相談を受けた場合には、区児童相談所が一時保護を行い、施設措置から家庭復帰といった一連の援助を行うこともあります。子どもや家庭への最善の支援のため、子ども家庭支援センターと区児童相談所は互いの機能を相互補完的に最大限活用し、予防から危機介入まで幅広い相談に対応できる児童相談体制を目指します。

■ 文京区の新たな児童相談体制（改案）
～子どもの最善の利益を守る～



★ 令和4年児童福祉法改正に伴い、子ども家庭支援センター（児童福祉）と保健サービスセンター（母子保健）が一層の連携を強化し、国から示されている「こども家庭センター」としての機能の充実を検討していきます。

(6) 関係機関との連携強化

本区では、家庭と子どもに関わる関係機関が協力し、その役割に応じた支援や働きかけを行っているところです。その中で、保護者からだけではなく、子ども自らがより相談しやすい体制を整えています。一つの機関だけでは対応が難しい問題については、文京区要保護児童対策協議会を活用しながら、関係機関の情報共有、課題の共通理解、問題解決のための協働を行っていくことで、より適切な支援を可能とし、子どもの福祉を地域全体で守っていくことに繋げていきます。

支援の中で、保健と福祉、福祉と教育といった関係機関同士が途切れることなく、固く結び目を作り、子どもを取り巻く環境の調整や、子ども自身の課題と向き合いながら、切れ目のない支援を行っていきます。関係機関同士は、互いに能動的な結び目をつくり、いくつもの結び目がネットとなって、支援を必要とする家庭と子どもに必要な援助ができる連携を強化します。

ア 文京区要保護児童対策地域協議会

本区では平成19年12月に児童福祉法第25条の2の規定による要保護児童対策地域協議会を設置しました。協議会全体に守秘義務が課されていることから、本人の同意がなくても個人情報の提供が可能となっており、子ども家庭支援センターは協議会の調整機関として、支援が必要な子どもと家庭の情報の集約を行い、各関係機関の役割に応じた支援へとつなげています。

要保護児童対策地域協議会は、「代表者会議」、「実務者会議・医療関係者会議」、「個別ケース会議」の三層構造で行われており、区の児童相談所設置後は、各会議体を有効に活用しながら、より一層連携の強化を図っていきます。

イ 保健所・保健サービスセンター

保健所は、地域保健法によって設置された地域における保健衛生活動の中心機関です。保健サービスセンターは、地域住民に対し保健サービスを総合的に行う拠点です。本区では、ネウボラ事業や乳児家庭全戸訪問等を通して、子どもの発育や発達状況、子どもや保護者の心身の健康問題、養育環境等を把握し、養育支援が必要な家庭に対して専門的な技術支援を行う等の虐待の発生予防に対する取り組みをはじめ、虐待を受けた子どもとその保護者に対して家族全体を視野に入れた支援を行っています。区児童相談所は、保健所や保健サービスセンターの機能を十分に活かすため、日頃から密に連携を図っておくことが重要です。

ウ 教育センター

教育センターは、子どもたちの健やかな育ちを支える拠点として、子どもの発達及び教育に関するあらゆる相談を受け、必要に応じて専門的な支援を提供する機関です。子どもの発達面、情緒面に対するアプローチや保護者との面接を継続的に行うことを通して、保護者との信頼関係を構築し、親子関係の調整等、家族全体を視野に入れた支援を行っています。区児童相談所が対応する案件に応じて、子どもの最善の利益を図るため、教育センターとも適切な役割分担の下に必要な連携を図っていきます。

エ 学校、幼稚園、認定こども園、保育園、児童館、育成室、教育指導課等

学校、幼稚園、認定こども園、保育園、児童館、育成室については、子どもが長い時間を生活する場であり、その教職員は子どもの変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にいることから、これまでも支援を要する子ども等を把握した際の情報提供等において連携しており、今後も個別ケース検討会議や定期的な情報共有等、連携の強化を図っていきます。

一時保護により地域から離れていた子どもの家庭復帰等の際には、学校、幼稚園、認定こども園、保育園、児童館、育成室、教育指導課等の関係機関の連携により、子どもと家庭の支援に向けた役

割分担や体制等について綿密な協議を実施していきます。

連携体制の強化に当たっては、要保護児童対策地域協議会を活用し、問題を発見した場合の通告等の扱いについて周知徹底を図るなど、確実な情報共有に向けた取組みを進めていきます。

オ 福祉事務所（生活福祉課、障害福祉課）

福祉事務所に送致、報告、通知することが適当と判断された事例については、これを行いますが、特に18歳以上の知的障害者又は身体障害者の施設入所措置を解除、延長する場合には、福祉事務所と十分に協議することが求められています。

また、児童福祉法第27条の措置を要すると認められる子ども、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認められる子ども、また福祉事務所の措置や福祉事務所の職員での指導で問題が解決できる事例以外のものについては、福祉事務所と連携しながら適切な対応を行っていきます。

さらに、母子父子・女性相談の中で、養育困難、虐待、DV等で子どもへの影響が想定される事例については、連携を図りながら対応していきます。

カ 文京区配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害者に対して、相談、情報の提供、助言等を電話により行っています。

令和元年の児童福祉法等改正法により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うに当たって連携すべき機関の一つとして、児童相談所が位置付けられています。

配偶者からの暴力を受けた被害者が、同伴した子どもの安全を守れないおそれがある場合、あるいは子どもの面前で、配偶者に対する暴力が行われる等による心理的な影響がある場合は、児童福祉の専門的知見を活用して、子どもにとって最善の援助がなされるよう連携を図ります。

なお、対応に当たって、配偶者からの暴力の被害者及びその子どもの安全が損なわれることのないよう、十分な協議のうえで対応します。

キ 民生委員・児童委員/主任児童委員

民生委員・児童委員は、地域の中で、子ども家庭支援センターのみならず区内各関係機関、学校、社会福祉協議会等と連携し、妊産婦をはじめとした保護者からの相談や、乳幼児の生活等に関する相談に応じるとともに、子どもたちが健やかに育つように見守り、その手助けをするなど、地域に最も密着した支援を担っています。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童福祉に関する事項に専門的に取り組みます。

また、区児童相談所、子ども家庭支援センター、学校と共に四者での地区連絡協議会（四者協）を通して、情報の共有化を図っていきます。

ク 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に組織されている非営利の民間団体です。

文京区社会福祉協議会では、ファミリー・サポート・センター事業及び、いきいきサポート事業等が実施され、地域の子どもの家庭福祉の向上に貢献しています。

子どもに関する問題を発見した場合の通告や、その後の情報共有に向けた取り組み等が確実に行えるように、要保護児童対策地域協議会を活用し、連携を一層強化していきます。

ケ 医療機関

区児童相談所が配置する医師のみでは対応が難しい医学的診断・治療が必要になるケースについ

て、迅速かつ適切に対応するため、区児童相談所と医療機関とは、より緊密な連携体制を構築することが重要です。必要な場合は、各専門分野の医師とも連携し、子どもと保護者に適切な対応を行います。

また、重篤な身体的虐待や性的虐待等、法医学や婦人科等専門的な助言を得て、区児童相談所における迅速かつ適切な相談援助活動が実施できるようセカンドオピニオンを受けられる体制を確保していきます。

要保護児童対策地域協議会の構成員である区内の医師会、歯科医師会、虐待対応院内組織のある医療機関の医師、医療従事者等とより緊密に連携していきます。

コ 警察

虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案、通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案、児童虐待に起因した一時保護や施設入所の措置を解除し家庭復帰する事案等、区児童相談所と警察は様々な事案に応じた情報共有に取り組む必要があることから、警視庁との適切な連携強化を図ります。

区内警察署とは、要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議のほか、警察署との連絡会議や個別ケース検討会議の場で、必要な情報共有や役割分担を行います。

また、立入調査、臨検又は捜索における協力要請、一時保護における連携等が必要であり、警視庁及び区内警察署との連携体制の構築に向けた協議を行っていきます。

必要に応じて検察、警察、児童相談所の三機関による児童からの聴取実施、情報共有を行い、児童の心情、特性に配慮した対応を行います。

サ 裁判所

児童相談所は子どもの権利を守るため、家庭裁判所に対して、児童福祉法第27条第1項第4号又は同法第27条の3により送致を行うことができます。また、同法第28条により施設入所等の措置の承認を求めること、同法第33条第5号により引き続きの一時保護の承認を求めること、同法第33条の6の2により、特別養子縁組適格の確認を求めること、同法第33条の7により親権喪失、親権停止等の請求を、同法33条の8により未成年後見人の選任の請求を行うことができ、家庭裁判所はその求めに対して審判、許可等の判断を行います。また、令和4年の児童福祉法等改正法における一時保護開始時の判断に関する司法審査についても、適切に導入を検討していきます。

家庭裁判所が、保護処分として子どもを児童自立支援施設又は児童養護施設、児童相談所長へ送致した場合、児童相談所はその決定に従って措置をする等、家庭裁判所からの送致に対応します。

シ 民間団体等の地域の様々な関係機関

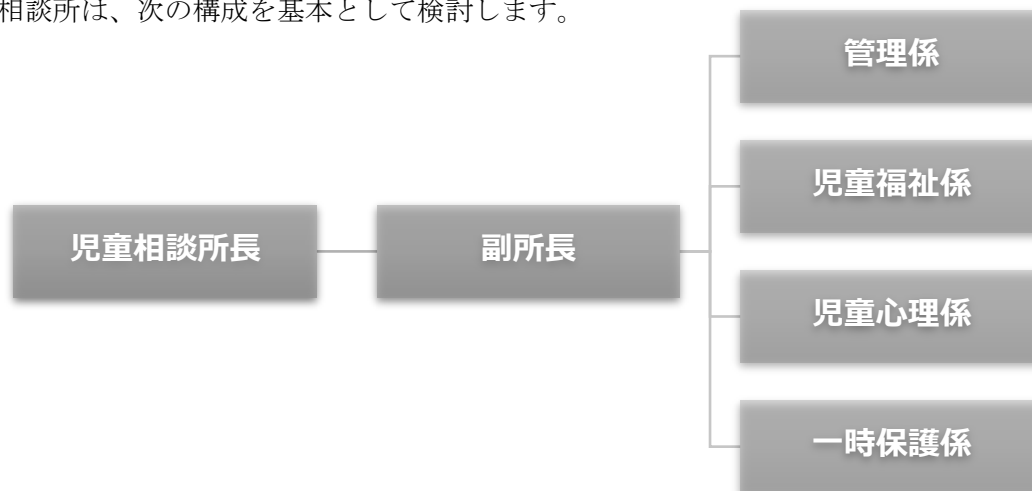
虐待予防や子どもの居場所づくり、子どもへの支援を行っている区内外のNPO法人や、民間団体等と適切に連携し、支援体制を構築していきます。

また、区内には多くの大学機関があるため、福祉に関わる人材を育てる取組等を連携しながら行うほか、地域の方々と子どもたちを守るための協力関係を築いていきます。

5 組織体制

(1) 組織体制と職員の配置

区児童相談所は、次の構成を基本として検討します。



(2) 児童相談所長の主な業務

ア 児童福祉法に基づく業務

- ・ 子ども、保護者または妊産婦の措置に関すること。
- ・ 子どもの一時保護に関すること。
- ・ 子ども等の親権者に係る親権喪失等の審判等の請求に関すること。
- ・ 未成年後見人の選任の請求等に関すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく業務

- ・ 一時保護が行われた子どもとの面会等の制限等に関すること。
- ・ 関係機関への資料等の情報に関すること。

(3) 児童相談所長に委任する権限の範囲

ア 児童福祉法に基づく業務

- ・ 子ども又は保護者の措置に関すること。
- ・ 家庭裁判所への送致に関すること。
- ・ 児童虐待等の場合における措置に関すること。
- ・ 立入調査に関すること。
- ・ 同居児童についての届出に関すること。
- ・ 児童の保護についての指示又は報告に関すること。
- ・ 児童福祉施設等の在所期間の延長等の措置に関すること。
- ・ 児童自立生活援助に関すること。
- ・ 費用の徴収に関すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく業務

- ・ 出頭要求に関すること。
- ・ 立入調査に関すること。
- ・ 再出頭要求に関すること。
- ・ 臨検・捜索に関すること。

ウ 児童福祉法施行令に基づく業務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親の指導に関すること。 |
|--|

(4) 各係の主な業務**ア 管理係**

- ・ 職員に関すること。
- ・ 公文書類の収受、発送及び保存に関すること。
- ・ 公印の管守に関すること。
- ・ 物品会計事務に関すること。
- ・ 施設の維持管理に関すること。
- ・ 全体的事業の企画、普及に関すること。
- ・ 一時保護している子どもの所持品の引き取り、保管及び処分に関すること。
- ・ 援助方針会議の実施とその事務に関すること。
- ・ 児童福祉審議会へ諮問する案件の調整に関すること。
- ・ 措置事務等に関すること。
- ・ 障害児入所施設利用給付決定に関する事務に関すること。
- ・ 児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。
- ・ 児童相談所業務統計に関すること。
- ・ その他他係に属しないこと。

イ 児童福祉係

- ・ 相談の受付に関すること。
- ・ 受理会議の実施とその結果の対応に関すること。
- ・ 調査、社会診断及び指導に関すること。
- ・ 相談業務全般についての連絡調整に関すること。
- ・ 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動に関すること。
- ・ 一時保護の実施等に関すること。
- ・ 里親や児童福祉施設等への措置及び家庭指導等に関すること。
- ・ 相談業務の企画に関すること。
- ・ 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点からの助言、援助に関すること。

ウ 児童心理係

- ・ 子ども、保護者等の心理診断、心理支援に関すること。
- ・ 一時保護している子どもの心理診断、心理支援に関すること。
- ・ 愛の手帳、各種証明書等に関すること。
- ・ 関係機関に対し、児童福祉や心理学の観点から助言等を行うこと。

エ 一時保護係

- ・ 一時保護所で行う一時保護の実施に関すること。
- ・ 観察会議の実施とその結果の対応に関すること。
- ・ 一時保護している子どもの健康管理、教育支援等に関すること。

(5) 職員の職務内容**ア 副所長**

- ・ 児童相談所長の補佐に関すること。

イ 児童福祉司

- ・ 子ども、保護者から子どもの福祉についての相談に応じること。
- ・ 必要な調査、社会診断を行うこと。
- ・ 子ども、保護者、関係者等に必要な支援、指導を行うこと。
- ・ 子ども、保護者などの関係調整を行うこと。

担当名	対応内容
虐待対応 担当	虐待通告を受け、初期対応を行う。 子どもの安全確認、一時保護の要否、一時保護時の保護者対応、関係機関との情報共有等を行う。一時保護を実施した以降は地区担当に引き継ぐ。
地区担当	児童福祉司が地域（本郷地区、小石川地区）に分かれ、全ての相談に対応する。 一時保護や児童福祉施設措置、在宅での子どもと保護者への指導等、家庭に継続的に関わり支援を行う。
里親担当	里親のリクルート、研修、支援及び登録に係る事務や里親に関する啓発活動を実施する。

ウ 児童福祉司スーパーバイザー（指導教育担当児童福祉司）

- ・ 児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと。

エ 児童心理司

- ・ 子ども、保護者などの相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者に対し心理診断を行うこと。
- ・ 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと。

オ 児童心理司スーパーバイザー

- ・ 児童心理司及び心理療法担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと。

カ 保健師

- ・ 公衆衛生及び予防医学的知識の普及に関すること。
- ・ 育児相談、乳幼児の精神発達面における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及び家族等に対する在宅支援を行うこと。
- ・ 子どもの健康、発達面に関するアセスメントとケアに関すること。
- ・ 保健サービスセンター、医療機関等との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援を行うこと。

キ 一時保護所職員

- ・ 一時保護している子どもの生活指導、学習指導、心理支援、行動観察及び診断、緊急時の対応、入退所の調整など、一連の過程の中で児童福祉司や児童心理司等と連携して、子どもや家庭への助言、指導を行うこと。

ク 弁護士

- ・ 児童相談所が関わる案件について、法的知見に基づき職員への助言を行うこと。特に民法、家事事件手続法等の専門領域に関する法的知識に基づき、申立等の手続きに関する助言を行うこと。
- ・ 児童相談所が行う法的措置に対して、相容れない保護者等への対応方法に関して助言を行うこと。

ケ 医師

- ・ 医学的診断、検査に基づく子どもの診断、子どもと保護者に対する医学的見地からの指導、児童相談所職員への医学的指導等を行うこと。
- ・ 愛の手帳の診断を行うこと。

コ その他（警察官）

- ・ 虐待通告や非行相談等、配慮を要する事例への対応を児童福祉司と共に行い、相談援助業務を円滑に実施できるようにすること及び経験を基にした助言を行うこと。

6 人材の確保・育成

(1) 職員数について

現時点では、令和7年度の区児童相談所の開設時における職員数については81人と想定しています。あわせて、子ども家庭支援センターの職員数は、区児童相談所との役割分担等を踏まえて31人と想定しており、合計で112人の職員数を想定しています。なお、今後の状況により、職員数を変更することがあります。

<児童相談所の職員数 81人>

	人数	常勤職員	会計年度任用職員等
所長	1	福祉 1	
副所長	1	事務 1	
[相談援助部門] 管理係 児童福祉係 児童心理係	47	事務 8 (事務 7、警察官 1) 児童福祉司 20、児童心理司 10、 保健師 1	事務 1 弁護士 1 福祉 4 医師 2
[一時保護所] 一時保護係	32	保育士・児童指導員 26 心理 1、栄養士 1、看護師 1	学習指導員 2 事務 1
合計	81	70	11

<子ども家庭支援センターの職員数 31人>

	人数	常勤職員	会計年度任用職員等
所長	1	事務 1	
家庭支援係	7	事務 4	事務 3
児童支援 ・予防係	6	事務 1、福祉 1、心理 1 保健師 1	事務 1、福祉 1
児童相談係	17	事務 1、福祉 5、心理 1 保健師 1	事務 1、福祉 2、 心理 1 専門相談員 5
合計	31	17	14

<子ども家庭支援センター（令和7年度の区児童相談所を含む。）の職員数の推移>

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
常勤職員	53	60	72	86	87
会計年度任用職員	14	14	14	20	25
合計	67	74	86	106	112
参考：令和2年1月時点の職員数	61	69	76	80	84

(2) 人材確保

ア 児童相談所長

高度な専門的知識や経験が必要となる児童相談所長は、開設当初は児童相談所勤務経験者を公募により確保します。

イ スーパーバイザー

職員の指導等を行うこととなる児童福祉司スーパーバイザー（指導教育担当児童福祉司）及び児童心理司スーパーバイザーについては、特別区人事委員会の経験者採用試験・選考や区任期付き採用選考により児童相談所勤務経験者を確保するほか、区職員の育成による確保にも取り組みます。

ウ 児童相談所一般職員

児童福祉司、児童心理司及び一時保護所職員等については、特別区人事委員会の採用試験等により計画的に確保するほか、他児童相談所への派遣、講演会等により、区職員の育成を進めていきます。

エ 高度な専門職員

医師や弁護士については、医師会や弁護士会等の協力を得ながら、勤務形態や必要人数を調整し、確保します。

(3) 人材育成

児童福祉の相談援助業務に携わる職員は、子どもの健全育成や権利擁護等、子どもの最善の利益を守ることを念頭におき、援助に必要な専門的知識や技術を習得することが求められています。

本区においての人材育成は、区児童相談所設置準備の段階から取り組んでいます。区児童相談所設置後は、研修内容をさらに充実させ、長期的な視点を持って人材育成を進めていきます。

ア 派遣研修による人材育成

本区では、相談援助技術の向上と連携強化を図るため、平成 25 年度から東京都児童相談所へ職員を派遣し、人材育成を図ってきました。

区児童相談所の設置決定後、平成 30 年度からは東京都と東京都以外の自治体へも派遣先を拡充し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員及び事務職員と児童相談所の各職種において派遣を行い、児童相談所の中核となる職員の養成を進めています。

派遣中の職員とは、定期的に派遣職員情報交換会を実施し、派遣先での経験、習得できたことなどについて、区児童相談所開設に向けての対応力向上のために、職員間で共有してきました。

これまでの職員派遣実績は次頁のとおりです。

(仮称) 文京区児童相談所開設に向けての他児童相談所への職員派遣実績

派遣先／年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
児童福祉司	東京都児童相談センター	●										
	東京都児童相談センター		●									
	東京都児童相談センター					●	●					
	東京都児童相談センター							●	●			
	東京都児童相談センター								●	●		
	東京都児童相談センター									●		
	東京都児童相談センター										●	●
	東京都児童相談センター											●
	東京都児童相談センター											●
	東京都足立児童相談所							●	●			
	東京都江東児童相談所								●	●		
	東京都江東児童相談所										●	●
	東京都江東児童相談所											●
	東京都江東児童相談所											●
	東京都小平児童相談所									●	●	
	東京都北児童相談所										●	●
	豊島区児童相談所											●
児童心理司	東京都児童相談センター						●	●				
	東京都児童相談センター								●	●	●	●
	東京都児童相談センター									●	●	●
	東京都小平児童相談所									●	●	
	東京都江東児童相談所											●
	神奈川県中央児童相談所										●	●
	豊島区児童相談所											●
一時保護所	東京都児童相談センター						●	●				
	東京都児童相談センター								●	●	●	
	東京都児童相談センター								●	●	●	
	東京都児童相談センター								●	●		
	東京都児童相談センター									●		
	東京都児童相談センター									●	●	
	東京都児童相談センター										●	●
	東京都児童相談センター										●	●
	東京都児童相談センター											●
	埼玉県中央児童相談所						●	●				
	埼玉県中央児童相談所							●				
	埼玉県中央児童相談所								●			
	さいたま市児童相談所							●	●			
	さいたま市児童相談所								●	●		
	さいたま市児童相談所										●	●
	さいたま市児童相談所											●
	荒川区子ども家庭総合センター									●	●	
	荒川区子ども家庭総合センター										●	
	荒川区子ども家庭総合センター											●
	荒川区子ども家庭総合センター											●
	荒川区子ども家庭総合センター											●
	港区児童相談所									●		
	板橋区子ども家庭総合支援センター										●	●
	板橋区子ども家庭総合支援センター											●
	豊島区児童相談所											●
	豊島区児童相談所											●
	中野区児童相談所											●
事務	東京都小平児童相談所						●	●				
	東京都児童相談センター								●	●		
	東京都児童相談センター											●
	東京都児童相談センター											●
荒川区子ども家庭総合センター											●	

児童福祉司 17人 (1人の職員が複数回派遣になっている場合があります)
 児童心理司 7人 (1人の職員が複数回派遣になっている場合があります)
 一時保護所職員 27人 (1人は児童福祉司と重複しています)
 (1人の職員が複数回派遣になっている場合があります)

事務 5人
 計 56人

イ 研修受講による人材育成

(ア) 区児童相談所、子ども家庭支援センター及び区内関係機関による研修

児童相談所長及び外部有識者等による研修、テーマ別の研修や事例検討のグループワーク等、区児童相談所、子ども家庭支援センターが実施する研修に計画的に参加し、児童相談業務への対応能力向上を図ります。

(イ) 特別区職員研修所等における児童相談所の研修

児童相談所長、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーは、特別区職員研修所等が実施する児童福祉法に定められた法定研修や、児童心理司、一時保護所職員等のレベルアップを図るための研修を受講します。

(ウ) その他の機関が開催する研修

児童相談所職員は「子どもの虹情報研修センター」及び「子どもの虐待防止センター」等の専門研修を行う機関が実施する研修を受講して、虐待対応技術力等の更なる向上を図ります。また「一般社団法人日本子ども虐待防止学会」や児童自立支援施設等が行う研修等にも積極的に参加することにより、児童福祉施設での援助等に関する正確な理解や、新しい援助技法の獲得に努めます。

ウ 計画的、継続的な人材育成

(ア) OJT及びスーパーバイズ

OJTは日頃の相談援助業務を通じて、職員個人の特性に応じたきめ細やかな個別指導が可能であることから、職員育成の面において重要な機会となっています。

児童相談所長やスーパーバイザーは、あらゆる機会を捉えて、各職員に助言を与えながら、職員自身が自ら考えることが出来るように指導します。このようなスーパーバイズは、保護者や児童との面接場面や、援助方針会議等、様々な現場で行っていきます。

(イ) 個人のスキル向上を組織の力量アップにつなげる取組

OJTやスーパーバイズを受けて、取り組んだ業務における経験や学びについては、各職員が自身の獲得した能力やスキルを記録し、自らの蓄積とします。その蓄積を組織として共有することで、その後のさらなるスキル向上につなげていける体制作りに取り組んでいきます。

さらに、職員個人のスキル向上に留まらず、児童相談所としての力量の向上につながるよう、組織的に位置付け、取り組んでいきます。

職員の能力開発は、実務を通じて図られる面が大きく、その効果をより高めていくために、仕事を進める過程自体を人材育成の機会として捉え、職員が自信を持って業務にあたり、士気の高い組織となるような取組を積極的に行っていきます。

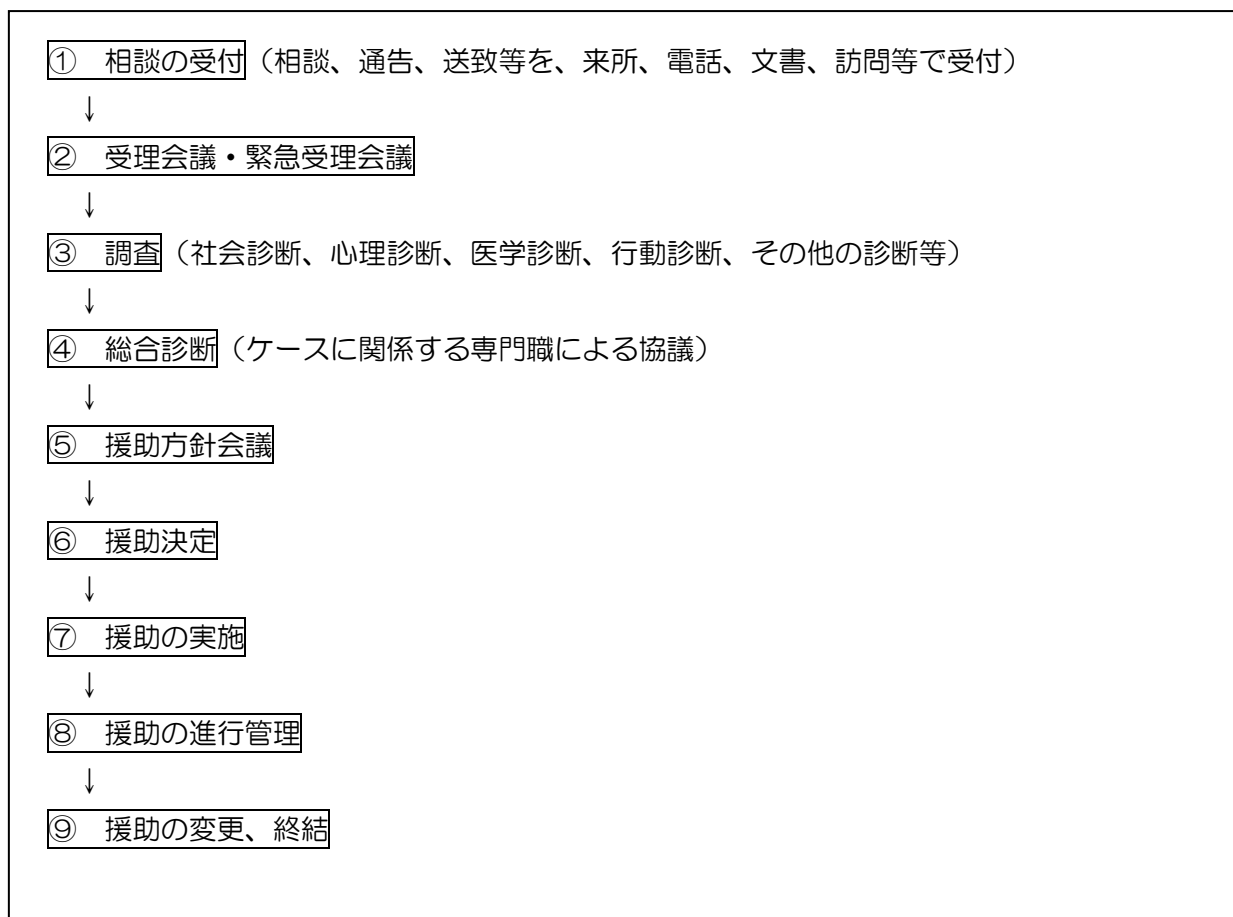
7 相談の流れ

(1) 区児童相談所における相談援助の原則

ア 区児童相談所における相談援助活動の体系

区児童相談所で受付する個々のケースへの対応は、相談の受付、調査、各種診断、援助方針決定、具体的援助、終結まで、区児童相談所としての組織決定を行い、以下のような流れで対応します。

【相談の流れ】 ※21 頁の図参照



イ 専門職による総合的な相談対応

区児童相談所が受理した相談は、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士、一時保護所職員等の専門職が、個別のケースごとに連携し、子どもと家庭が抱える問題の解決を目指し、組織的に調査、診断、援助を行います。

また、必要に応じて初期の段階から子ども家庭支援センターとも協議の上、問題の解決を目指し、調査、診断、援助を行います。

受理会議や援助方針会議においては、担当者が方針を提案し、所長を中心とする組織で検討を行い、援助を決定します。

援助方針策定の際には、本区の関係機関による支援を調整し、子どもと保護者が安心して暮らせる関係性や生活環境の修復に取り組める支援体制を構築していきます。

(2) 区児童相談所の相談の流れ

ア 相談受付・経路

区児童相談所は、原則 18 歳未満の子どもに関する相談や通告について、子ども本人、家族、学校・医療等の機関、地域の方々など、どなたからからの相談も受け付けます。電話、来所、文書、訪問などでの受付は、主に児童福祉司が行い、相談しやすい体制を作っていきます。

児童虐待相談は、区児童相談所と子ども家庭支援センター合同で緊急受理会議を行い、主担当を決めています。

なお、相談の実務については、令和 4 年の児童福祉法等改正法を踏まえた対応を行っています。

本区が設置する電話による相談・通告窓口は以下の通りです。

区児童相談所	(仮称) 文京区児童相談所相談ダイヤル
子ども家庭支援センター	文京区子どもと家庭の相談ダイヤル
児童相談所虐待対応ダイヤル	189
児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-783

イ 調査、アセスメント、援助及び支援

区児童相談所が対応する虐待事案は、区児童相談所の虐待対応担当者が初動調査を担当します。

虐待事案に対してリスクアセスメントを含む調査を実施した結果、中・長期的な支援が必要と判断した場合には、区児童相談所の地区担当者に引継ぎ、地区担当者が支援を実行していきます。また、子育て不安や養育困難が主の場合には、子ども家庭支援センターに引き継ぎます。

このように、虐待対応担当者は、虐待に特化した対応力や判断力を基本として動くこととし、必要に応じいつでも緊急対応を行います。

なお、児童虐待以外の相談については、子どもや家庭の状況を踏まえ、原則として地区担当者が対応していきます。

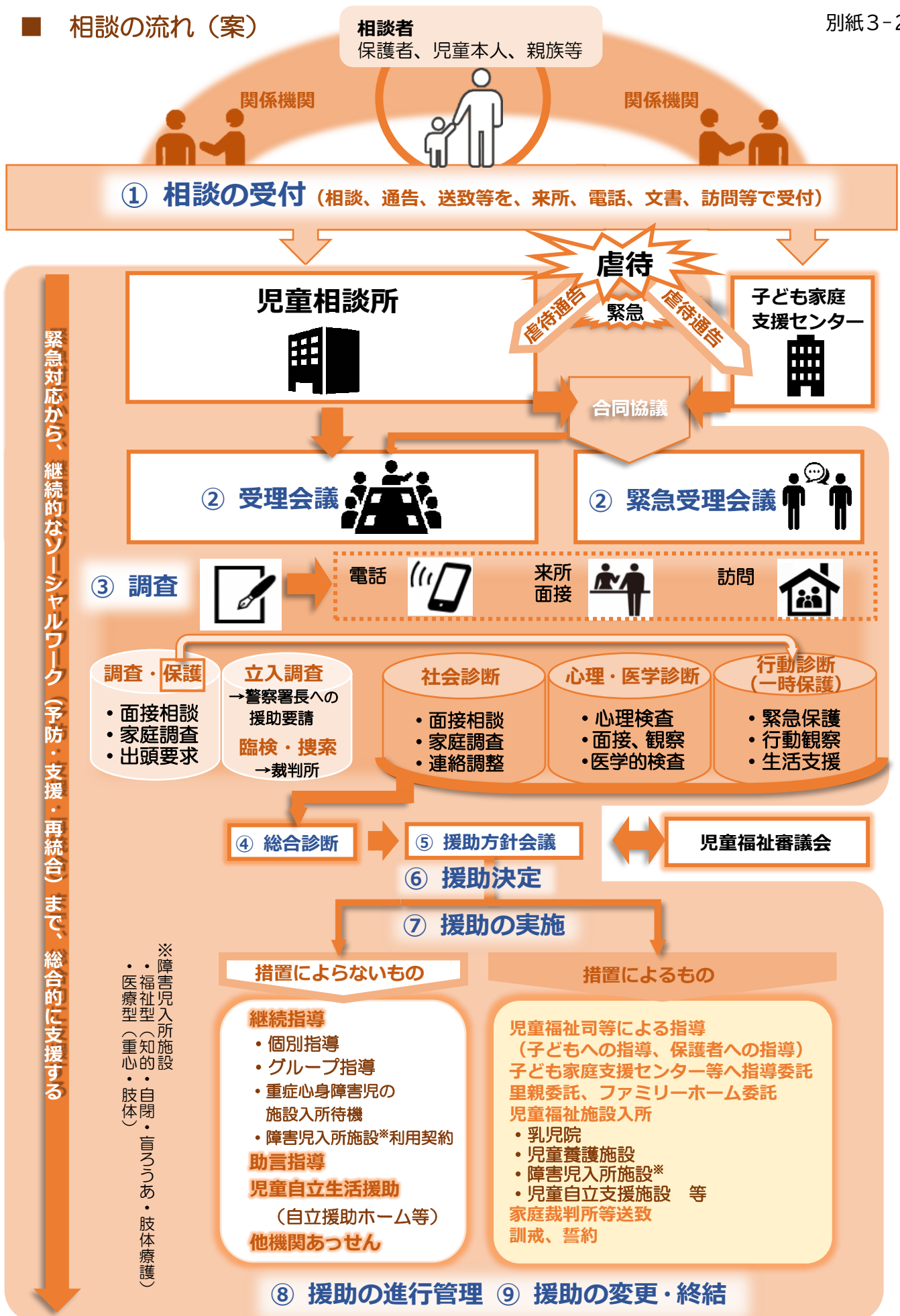
ウ 警察からの通告について

警察からの通告は、区児童相談所で受付をし、虐待事案については、区児童相談所、子ども家庭支援センターで合同の緊急受理会議を行い、主担当機関を決めて対応していきます。

エ 一時保護決定について

一時保護の決定については、子ども虐待対応の手引きにおいて示されている「一時保護決定に向けてのリスクアセスメントシート（厚生労働省子ども虐待の援助に関する基本事項）」を用いることを基本に、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合は躊躇なく一時保護を行うなどを区児童相談所として判断します。

なお、必要がある場合は、東京都及び児童相談所を設置している区の一時保護所について相互利用を行います。また、一時保護解除に際しては、家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト等を活用し、保護者支援の経過が良好であるか否か、地域の支援体制が確保されているかどうか等について確認し、一時保護解除後に虐待が再発するリスクを客観的にアセスメントした上で解除の決定を行います。



オ 里親委託について

里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境を準備することにより、愛着関係の形成など、子どもの健全な育成を図るところにあると考えられます。

区児童相談所は、子どもが家庭で生活継続ができないことを判断した場合には、可能な限り、児童福祉施設入所より里親委託を優先して検討していきます。なお、委託に当たっては、東京都及び児童相談所を設置している区と十分に連携を図っていきます。

カ 児童福祉施設への措置について

児童養護施設等の児童福祉施設への入所措置については、相談援助活動の一環であり、慎重な判断に基づいて行います。入所型の施設への措置は、子どもを家庭から離して新しい環境に置くことになるため、それまでの人間関係や地域環境への配慮等ケアの連続性に配慮し対応していきます。また、保護者への指導を継続して行う必要がある場合は、子どもへの措置に併せて保護者指導も適切に実施します。

児童福祉施設入所時の方針に基づいて、入所中も施設や子どもと十分な協議を行い、施設における毎年の自立支援計画策定に協力していきます。家庭復帰の可否の検討や、自立に向けての支援等、日常的に連携を図っていきます。

措置の解除に当たっては、子どもの意思と施設の意見を十分に尊重し、解除後の援助も十分考慮し、保護者、児童福祉施設、福祉事務所等と調整を行った上で慎重に判断していきます。

なお、措置に当たっては、東京都及び児童相談所を設置している他区と十分に連携を図っていきます。

キ 家庭復帰支援（親子関係の再構築）

養育家庭や児童福祉施設等に措置した子どもは、家庭復帰ができるように子どもと家庭を支援します。家庭復帰が可能と評価される場合は、担当者が、子ども家庭支援センターや地域の関係機関と連携しながら家庭復帰プログラムを作成し、支援していきます。

また、家庭復帰を含めた親子関係の修復や再構築に取り組んでいきます。

(3) 相談援助の実際

児童相談所には、児童福祉法や虐待防止法等の、法に定められた権限に基づく業務があります。

ア 児童相談所での調査等において法に定められているもの**(7) 意見付与**

障害施設給付費の要否に際し、児童相談所長の意見を付与する。

（児童福祉法第24条の3第3項）

(イ) 立入調査

保護者の児童虐待等の場合の措置をとるために必要があると認めたときは、児童委員、児童福祉司等は、子どもの住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができる。正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害に等に対しては、罰則規定がある。

（児童福祉法第29条）（虐待防止法第9条第1項）（児童福祉法第61条の5）

(ウ) 一時保護・一時保護委託

児童相談所長は必要と認めるときは、子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境やその他の状況を把握するため子どもを一時保護し、又

は里親や児童福祉施設等へ一時保護委託することができる。

(児童福祉法第33条)(虐待防止法第8条)

(エ) 関係機関への協力要請

入所措置等に関して、必要があると認められるときは、地方公共団体の機関、病院、医学に関する大学、児童福祉施設、学校、その他の関係者に対し、資料や情報の提供等、必要な協力を求めることができる。

(児童福祉法第33条の3の2)

(オ) 面会・通信の制限

虐待を受けた子どもが、施設入所措置又は一時保護が行われた場合、虐待を行った保護者に対して、子どもが入所する施設の長及び児童相談所長は、面会通信を制限することができる。

(虐待防止法第12条)

(カ) 同居児童の届け出

4親等内以外の子どもを一定期間同居させているものに対し、(区市町村長を経由して)管轄の児童相談所へ届け出義務を課し、虐待や人身売買のような不祥事が発生しないように子どもの保護を図る。

(児童福祉法第30条)

(キ) 所長の親権代行

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る子どもに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。

(児童福祉法第33条の8第2項)

(ク) 出頭要求

児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は子どもの福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

(虐待防止法第8条の2)

(ケ) 再出頭要求

保護者が上記の出頭要求又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

(虐待防止法第9条の2)

(コ) 臨検・搜索

保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状の交付を受け、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

(虐待防止法第9条の3)

(ク) 接近禁止命令

児童虐待を受けた子どもについて施設入所等の措置がとられ、かつ当該児童虐待を行った保護者について児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるとき

は、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずることができる。
(虐待防止法第12条の4)

イ 援助の種類

(ア) 措置によるもの

① 訓戒・誓約書の提出

児童又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止しうる見込みのある場合に行い、書類を提出させる。

(児童福祉法第27条第1項第1号)

② 児童福祉司指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する児童等、援助に専門的な知識、技術を要する事案に対して、子どもや保護者の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させるなどの方法により継続的に行う指導。保護者の改善を求めるための保護者に対して行う指導

(児童福祉法第26条第1項第2号)(児童福祉法第27条第1項第2号)(虐待防止法第11条第1項)

③ 児童委員指導

問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決が見込める事例に対し、児童委員に指導を委託する指導

(児童福祉法第27条第1項第2号)

④ 福祉事務所送致・通知

知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合。助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所措置を要すると認められる場合

15歳以上の子どもについて、障害者総合支援法による障害者支援施設の入所が適当である場合、障害者のみを対象とするサービスの利用が適当である場合

(児童福祉法第26条第1項第4項及び第5項)(児童福祉法第63条の2)(児童福祉法第63条の3)

⑤ 里親委託・小規模住居型児童養育事業委託

児童の養育を主たる目的とする「養育里親」又は養子縁組を目的とする「養子縁組里親」、若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に委託する。

(児童福祉法第27条第1項第3号)

⑥ 児童福祉施設等入所

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。

(児童福祉法第27条第1項第3号)(児童福祉法第27条の2)(児童福祉法第31条)

⑦ 指定発達支援医療機関委託

国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、子どもを委託する。

(児童福祉法第27条第2項)

⑧ 家庭裁判所送致

家庭裁判所の審判に付することが適当である子ども、強制的措置を必要とする子ども等を家庭裁判所に送致する。

(児童福祉法第27条第1項第4号)(少年法第3条第2項、第6条第2項)

⑨ 家庭裁判所家事審判請求

児童福祉施設等の入所承認及び更新の請求、親権喪失審判請求（民法第834条）、親権停止の審判請求（同第834条の2）、管理権喪失審判請求（同第835条）、未成年後見人選任（同第843条）・解任（同第846条）、親権者の意に反する一時保護の2か月を超えることの承認等の請求を行う。

（児童福祉法第28条第1項及び第2項）（児童福祉法第33条の7、第33条の8及び第33条の9）

(イ) 措置によらないもの

① 助言指導

1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導。対象、目的、効果などを考慮し、電話、文書、面接など適切な方法で行う。

（児童福祉法第11条第1項第2号）

② 継続指導

複雑困難な問題を抱える子どもや保護者を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的ソーシャルワーク、心理療法やカウンセリングを行う。

（児童福祉法第11条第1項第2号）

③ 他機関あっせん・紹介

他の専門機関において、医療、指導、訓練などを受けること並びに母子生活等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例においては、速やかに当該機関にあっせんを行う。

（児童福祉法第11条第1項第2号）

④ 児童自立生活援助

義務教育終了後、児童養護施設等を退所した子ども又はその他の子どもで、自立を図るため必要な場合において、その子どもから申し込みがあったときは、「自立援助ホーム等」に入所させて、社会的自立に向けての援助を行う。

（児童福祉法第33条の6）（児童福祉法第32条第1項）

(4) 区児童相談所と子ども家庭支援センター開所時間と夜間休日等の体制

ア 区児童相談所の開所時間（案）

平日（月曜日～金曜日） 午前8時30分から午後5時45分まで

イ 子ども家庭支援センターの開所時間（案）

平日（月曜日～金曜日） 午前8時30分から午後5時45分まで

ウ 区児童相談所の開所時間外の夜間・休日対応

児童相談所開所時間外の時間の電話受付業務は外部委託により行います。

緊急案件への対応としては、受託した事業者が児童福祉司スーパーバイザー、児童相談所長へつなぎ、対応について指示を受けます。必要に応じ、担当職員が対応することとします。

8 一時保護

(1) 一時保護の目的と機能及び期間

ア 一時保護の目的

児童相談所は、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、または子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもの一時保護を行います。

イ 一時保護の機能

(ア) 緊急一時保護

- a 棄児、迷子、家出した子どもなど適当な保護所や宿所がないとき。
- b 保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより、子どもが家庭で生活することが困難な状況が生じたとき。
- c 保護者による虐待などの理由により、子どもの安全を迅速に確保する必要があるとき。

(イ) アセスメントのための一時保護

- a 子どもの心身の状況や養育環境などを把握する必要があるとき。
- b 非行、家庭内暴力、不登校などの子どもを一時的に保護して、十分な行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき。
- c このほか、短期間の心理療法、生活指導等が有効と判断され、他の方法による援助が困難な場合などに活用する短期入所指導があります。

ウ 一時保護の期間

原則2か月以内。ただし、引き続き保護の必要がある場合は、延長ができます。2か月を超える一時保護が親権者の意に反する場合は、家庭裁判所の承認が必要となります。

エ 一時保護の基本的な考え方

一時保護は、子どもの生命の安全を確保することにとどまらず、現在の環境に置くことで、子どもの権利の尊重や自己実現にとって明らかに看過できないと判断されるときに、検討する必要があります。

一時保護は、必要な場合は躊躇なく行われなければならない一方、子どもや保護者の権利の制限も伴います。従って、必要最小限の期間で行うとともに、手続きの透明性を確保することが重要です。一時保護に際しては、子どもの年齢に応じた本人への説明と保護者への説明を十分に行います。

一時保護の要否の判断については、客観的で合理的な判断に基づき、児童相談所としての組織決定により行います。

一時保護が必要な子どもについては、年齢も背景も様々であり、その保護に当たっては、一人一人の子どもの最善の利益が図れるよう配慮した対応が重要です。

オ 一時保護委託及び一時保護所の相互利用

(ア) 一時保護委託

子どもを保護する場所については、一時保護所のほか、子どもの状況に応じて里親や児童福祉施設、病院等への一時保護委託を検討します。

(イ) 一時保護所の相互利用

東京都と児童相談所設置区は協定を結び、定員を超えて一時保護する場合や保護者の居住地と離れた地域で子どもを保護する必要がある場合などに、相互利用を実施します。また、対応に高度な専門性を要するケースが発生する場合を想定し、他自治体の児童相談所や児童自立支

援施設等と連携を図りながら、適切に一時保護を行うことができる体制を整備します。

(2) 一時保護所での子どもの保護

ア 一時保護所の理念

(仮称)文京区児童相談所一時保護所（一時保護係）では、児童の権利に関する条約及び児童福祉法の理念に基づき、子どもの最善の利益を最優先に考慮します。

また、子どもの権利擁護を図り、安全・安心な環境の中で、個別性が尊重された適切なケア及び未来につなぐ支援を提供します。

イ 支援の姿勢

(ア) 子どもの権利擁護

身体的苦痛や精神的苦痛を与える行為は許しません。

子どもの権利を最大限に尊重し、あらゆる偏見や差別、いじめから子どもを守ります。どのような理由があろうとも、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為はこれを認めません。

(イ) 安全で安心できる生活

子どもに不利益を与える人から守り、安心できる環境をつくれます。

子どもの安全を守り、子どもが、穏やかに過ごせ、よく食べられ、ゆっくり眠れる環境を提供します。また、一人一人の子どもの思いや気持ちを受け止め、心身の安定化を図り、安心して生活できるよう支援します。

(ロ) プライバシー尊重・個人情報保護の厳守

子どもが知られたくないことや、保護すべき個人情報を守ります。

子どものプライバシーへの配慮を欠かさず、生活場面において、個性を最大限に尊重した対応を行います。また、個人情報について、細心の注意を払います。

(ハ) 個別性の尊重

一人一人を尊重した支援を行います。

子どもの心に寄り添って、その背景にある要因や心理状態を十分に理解します。集団活動においても、個別性を尊重した対応を行います。

(ニ) 意見表明権の保障

子どもが自由に意見を表明できる権利を保障します。

子どもの声に耳を傾け、子どもとともに、より良い環境をつくれます。それに向け、子どもが自由に意見を表明できる意見箱等の設置や、有識者による第三者委員の設置及び、外部評価の実施等により、課題の解決に努めます。

(ホ) 適切なケアの提供

子どもの状況に応じた適切なケアを提供します。

総合的なアセスメントの実施により、一人一人の子どもの状態や、特性、個性に応じた個別ケアを充実させます。また、関係部門との支援体制を構築し、心理教育や権利教育等の専門的ケアを提供します。

(ヘ) 各部門及び関係機関との連携・協働

各部門及び関係機関が力を尽くして子どもを支援します。

担当の児童福祉司及び児童心理司のほか、関わる全ての職員が力を重ね合い、子どもを支援します。あわせて、子どもの最善の利益につながるよう、行動観察等を通して意見交換や協議

を行い、連携を密に図ります。

(ク) 未来につなぐ支援

これまでと今を受けとめ、新たな一步を踏み出せるように関わります。

子どもたち一人一人のこれまでを受け止め、今を大切に過ごし、未来に向けて新しい一步を踏み出せるよう支援します。また、子どもが安全・安心を感じられる関わりを通じ、自ら助けを求める力と支援を受ける力を育みます。

(ケ) 専門性の向上及び環境の改善への取組

職員一人一人が向上心を持って研鑽に励み、より良い支援を求め続けます。

専門的知識及び技術の習得に積極的に取り組み、支援の質を高めるため、日々研鑽に努めます。また、職員一人一人が向上心を持って、常に環境の改善の意識を忘れずに取り組みます。

ウ 子どもの権利擁護について

(ア) 子どもの権利を守る

一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を保障し、相談しやすい体制を整え、課題の解決を図ります。また、教育を受ける権利（学習権）の保障に向けた支援を実施します。

a (仮称)一時保護児童のためのリーフレットの作成

一時保護している子どもの権利が侵害された時の解決方法について、年齢や理解度に応じて説明を行うため、(仮称)一時保護児童のためのリーフレットを用意しておき、常に子どもが閲覧できるようにします。

b 意見箱等の設置

子どもにとっては職員に直接伝えづらいこともあると考えられるため、意見箱等の活用により、意見を表明できる機会を確保します。

c 第三者委員の設置

子どもに第三者委員等による相談窓口を提示し、子どもが相談しやすい体制を整えます。

d (仮称)子ども会議の開催

子どもが自由に意見を表明できる機会を保障するため、定期的に(仮称)子ども会議を開催します。

e (仮称)子どもアンケートの実施

入所している子どもにアンケートを実施し、意見を表明できる機会を確保します。

f 外部評価等

子どもの権利擁護に関する第三者機関による評価や、児童福祉審議会による一時保護所の視察、子どもの意見聴取等を行う機会を設け、子どもの権利を保障するための仕組みを設けます。

g 学習権の保障

一時保護していることが子どもの不利益に繋がらないよう、一時保護所で実施する学習の機会の充実を図ります。さらに、在籍校が実施する ICT 等を活用した学習の提供、もしくは通学が可能であると判断された児童及び生徒については、必要な支援を行います。

(イ) 一時保護している子どもへの制限

一時保護している子どもへの制限（外出、通信、面会等）は、一時保護の目的が達成できる範囲で、必要最小限とします。その制限は、子どもの安全確保と利益に配慮して、バランスを

保ちながら行います。

(ウ) 特別な配慮が必要な子どもへの対応

子どもの権利条約において、子どもは等しく権利を有するとされています。さらに、障害のある子どもや、国籍、文化、性的指向等、特別な配慮が必要な子どもについては、あらかじめ入所方法、及び支援方法等について関係機関と協議をし、支援を行います。

(エ) 被措置児童等虐待の防止について

子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等による発生の予防、組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努めます。

(オ) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士の暴力やいじめなどの権利侵害がある場合には、あらかじめすぐに職員に相談することを伝えるとともに、適切に対応できる体制を確保します。

エ 定員と居住環境の整備

(ア) 定員の算出方法

a 本区の子どもの一時保護人数の推移

年 度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
保護人数(人)	16	20	29	37	44	47	35	30

b 定員と算出方法

平成29年度の本区の子どもの一時保護人数（37人）をもとに算出しました。

算出にあたり本区が設置する一時保護所は、いつでも子どもを保護できる体制とするため、基準とする数の2倍程度を定員とします。

- 基準〔本区の保護人数（最大）×東京都の平均保護日数÷365日〕

$$37人 \times 42.4日※ \div 365日 = 4.29人 \approx 5人$$

※ 東京都の平均保護日数42.4日（平成29年度）

- 定員

$$5人 \times 2倍程度 = 10人$$

内訳)

学齢以上男子・・・・・・4人 個室×4室

学齢以上女子・・・・・・4人 個室×4室

幼児・・・・・・2人 2人部屋×1室

(イ) 居住環境の整備

一時保護所の設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用します。主な諸室としては、子どもの居室、食堂、静養室、学習室、体育室、多目的室、浴室、トイレ（バリアフリートイレを含む。）を整備します。

オ 一時保護所の業務

(ア) 生活面のケア

子ども一人一人の状態に合わせ、生活全体の場面で支援を行い、安全で安心できる生活を提供します。子どもの思いや気持ちを受け止め、心身の安定化を図り、子どもの心に寄り添った生活面のケアを行います。また、子どもの心のケアについて、児童福祉司、児童心理司、医師等と連携し、丁寧にアセスメントを行い、それぞれに応じた適切な対応を図ります。

(イ) 食事（間食を含む。）

温かい雰囲気ですることができる環境をつくり、提供するメニューについては、栄養のバランスや子どもの嗜好等にも配慮し、献立を栄養士が作成して提供します。季節や各地域の郷土料理を味わえるなど、食育を通じた健全な食生活を実践できる力を育みます。

また、食物アレルギーへの対応のほか、偏食、少食、過食、拒食等、個々の子どもの状態や状況に即した配慮及び誤嚥などの事故が起きないように細心の注意を払います。

(ウ) 健康管理

子どもにとっては新しく慣れない環境での生活になるため、心身の変調をきたしやすいことから、医師及び看護師との連携のもとで、健康管理について十分な配慮を行います。体調不良や怪我等が発生した場合の対応について、医療機関への早急な受診ができるよう、具体的な連携方法や体制等を整えます。

(エ) 教育・学習支援

a 学習日課の組立

子ども一人一人の状況、特性及び学力に応じた学習を提供し、その学習の機会を保障します。子どもの習熟度に応じた学習の支援を基本としつつも、入所している子どもの年齢層や生活空間を考慮しながら性別、年齢別といった臨機応変な学習支援を提供します。また、ICTを活用したタブレット端末等の導入など、教育に関する社会情勢の変化を踏まえ、子どもの個別のニーズに応じた支援を行うことも検討します。

〈学習日課・プログラム活動（平日）の一例〉

午前		午後	
時間帯	科目等	時間帯	科目等
8:15-8:35	読書	13:45-14:25	女子：運動 男子：プログラム活動 (文化活動・個別学習)
8:35-9:05	(仮称)朝のつどい ビデオ、絵本等の視聴と 職員講話	14:25-14:35	休憩
9:05-9:15	休憩	14:35-15:15	男子：運動 女子：プログラム活動 (文化活動・個別学習)
9:15-9:55	学習 1		
9:55-10:05	休憩		
10:05-10:45	学習 2		
10:45-10:55	休憩		
10:55-11:35	学習 3		

- ・ 学習は週単位の学習時間割に沿い、国語、算数(数学)、英語、理科、社会の5教科を実施予定
- ・ 学習指導員による一斉授業のほか、使用する教材は一時保護所が用意するプリント等を想定
- ・ 一時保護所独自のタブレット端末等を導入することも検討中
- ・ 運動は体育室にてダンス、ヨガ、卓球、バドミントン等の実施や、外出による運動を検討中
- ・ 文化活動では、簡易工作（折り紙、ペーパークラフト、塗り絵等）や製作、音楽などを実施予定
- ・ 個別学習は、希望する子どもに対し、学習指導員による教材学習や定期考査、入試に関する学習の実施を予定

b 学校・教育委員会との連携

- (a) 入所している子どもの学習支援が実施できる体制を整備するため、在籍校及び教育委員会との連携を図ります。
- (b) 在籍校の教員等による子どもとの面会の実施について検討します。
- (c) 定期考査の受験、また、運動会や卒業式等の行事への参加について在籍校と協議を行い、可能な限り、子どもの希望が叶うよう努めます。

c 学習指導員の配置

教員免許を所持した学習指導員を配置し、入所する子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行います。採用数は会計年度任用職員2名（予定）とします。

d ボランティア等の活用及び民間事業者への外部委託

入所している子どもの学習の機会の保障と意欲の向上に向け、大学生等のボランティアの活用や外部 NPO、学習塾を運営する民間会社等への業務委託を検討します。

(イ) 生活日課の考え方

日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールです。一時保護所では、子どもによって入所する期間がさまざまであり、入退所が頻繁であること、また、年齢差や背景等を考慮し、起床から就寝まで、子ども一人一人にあった基本的で充実した日課を立てることにします。

(ロ) 各種マニュアル等の整備

幼児向け、学齢児向けの（仮称）「一時保護所のしおり」を作成し、生活の中での安全、安心のためのルールなどについて、年齢や発達に合わせ、分かりやすく説明します。

職員用には、様々な場面において適切に対応できるよう、一時保護所における入所・退所時対応手順、災害時避難マニュアル等の各種マニュアルを作成します。また、アレルギー対応、感染症対応、事故対応については、判断基準を含めたマニュアルを作成します。

なお、作成したマニュアルは、子どもの生活の向上と支援の充実に向け、適宜見直しを図ります。

(ハ) 安全対策

子どもの安全の確保について、火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成し、実際の訓練は、毎月1回以上実施します。また、日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておきます。

9 社会的養護（社会全体で子どもを育む）

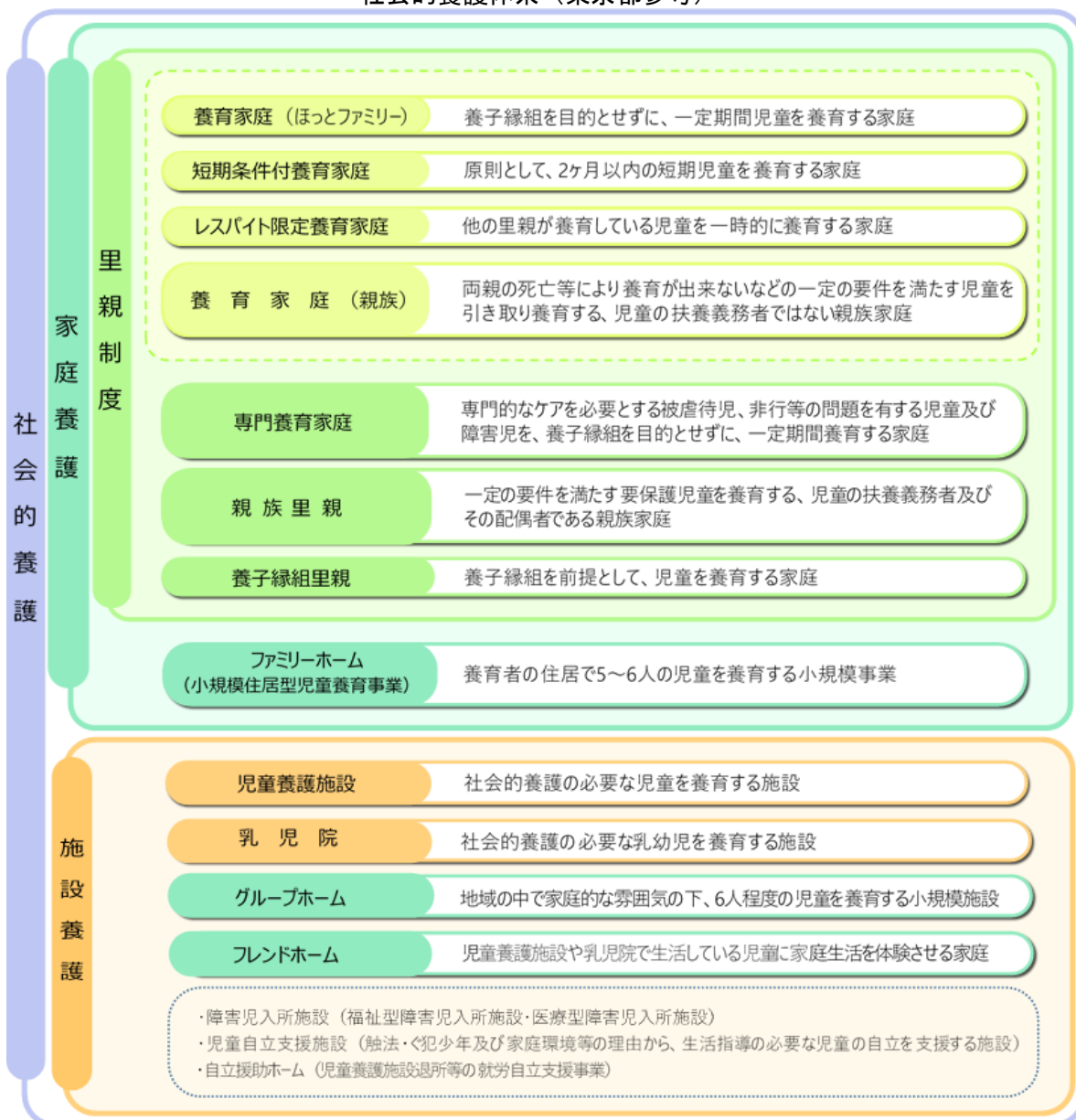
(1) 社会的養護の基本的な考え方

社会的養護とは、保護者の病気や不適切な養育等のため、保護者の元で生活できない子どもを公的責任のもとに保護し、養育することです。

平成28年児童福祉法等改正法では、子どもが権利の主体であることが位置付けられ、家庭養育優先の理念が明記されました。平成29年に国から出された「新しい社会的養育ビジョン」では、親子分離が必要な場合の代替養育は、家庭での養育を優先することとされ、代替養育先として、里親への委託率の向上を求めています。また児童相談所の業務として位置付けられた特別養子縁組を推進することも示されています。令和2年3月の「東京都社会的養育推進計画」においても、里親制度の普及や里親登録家庭数の拡大を上げ、平成30年度は14.3%であった里親等委託率を、令和11年度には、37.4%に引き上げる目標を掲げています。

本区としても、この動きを踏まえ、子どもの最善の利益のために社会全体で子どもを育む仕組みを構築していきます。

社会的養護体系（東京都参考）



(2) 里親制度の充実に向けて

ア 里親の種類

様々な事情により親元で暮らすことが出来ない子どもを一定期間、家庭に迎え入れ、養育する制度の事を里親制度と言います。

里親には4つの種類があります

- (ア) 養育家庭（里親） 養子縁組を前提とせず、一定期間子どもを預かり育てる里親で、乳児から中高生まで様々です。本区では、10 家庭が養育家庭として登録しています（令和5年9月現在）。
- (イ) 養子縁組里親 子どもと養子縁組することを希望する家庭で、特別養子縁組が成立するまで、里親として子どもを育てます。
- (ウ) 専門養育家庭 専門的ケアを必要とする子どもを預かり育てる里親で、定められた研修の受講等が求められます。
- (エ) 親族里親 両親の死亡、行方不明、長期の入院等で子どもを養育できない場合に祖父母等の親族が子どもを預かり養育する里親です。

イ 里親制度の周知と里親登録拡大への取組

平成29年の「新しい社会的養育ビジョン」や令和2年の「東京都社会的養育推進計画」においては、代替養育先についても家庭養育優先を打ち出し、里親やファミリーホームへの委託を優先することが求められています。

このような流れを受け、里親制度の一層の普及が望まれる中で、里親登録数や里親委託率は徐々に増加傾向となっていますが、里親制度そのものの周知が十分とは言えないという課題もあります。本区としても、区児童相談所開設に向け、一層の里親制度の普及啓発を行うことが必要であり、区児童相談所開設までの取組計画（34 頁）を踏まえて進めていきます。

具体的には、これまでも取り組んできた、児童相談所関係職員を対象とした里親制度に関する所内研修のほか、フォスタリング機関職員による講座の実施等を通して、職員の育成を進めています。また、里親を中心とした社会的養護の関係機関による「地域・里親支援連絡会」に参加することなどを通して、現在の里親や児童福祉施設をめぐる状況や、児童の自立支援に係る見識を深め、本区の社会的養護、里親に関する知見を一層高めていきます。

そうした取組を踏まえ、児童相談所の開設前には、区内の学校や保育園等の関係機関に対し、里親制度の周知を積極的に働きかけていきます。従来の養育家庭体験発表会を拡大し、広く区民を対象とした社会的養護及び学識経験者によるフォーラムを開催していく等の普及啓発活動を重ね、登録里親を増やすための、地域に根差した、地道な取組を進めていきます。

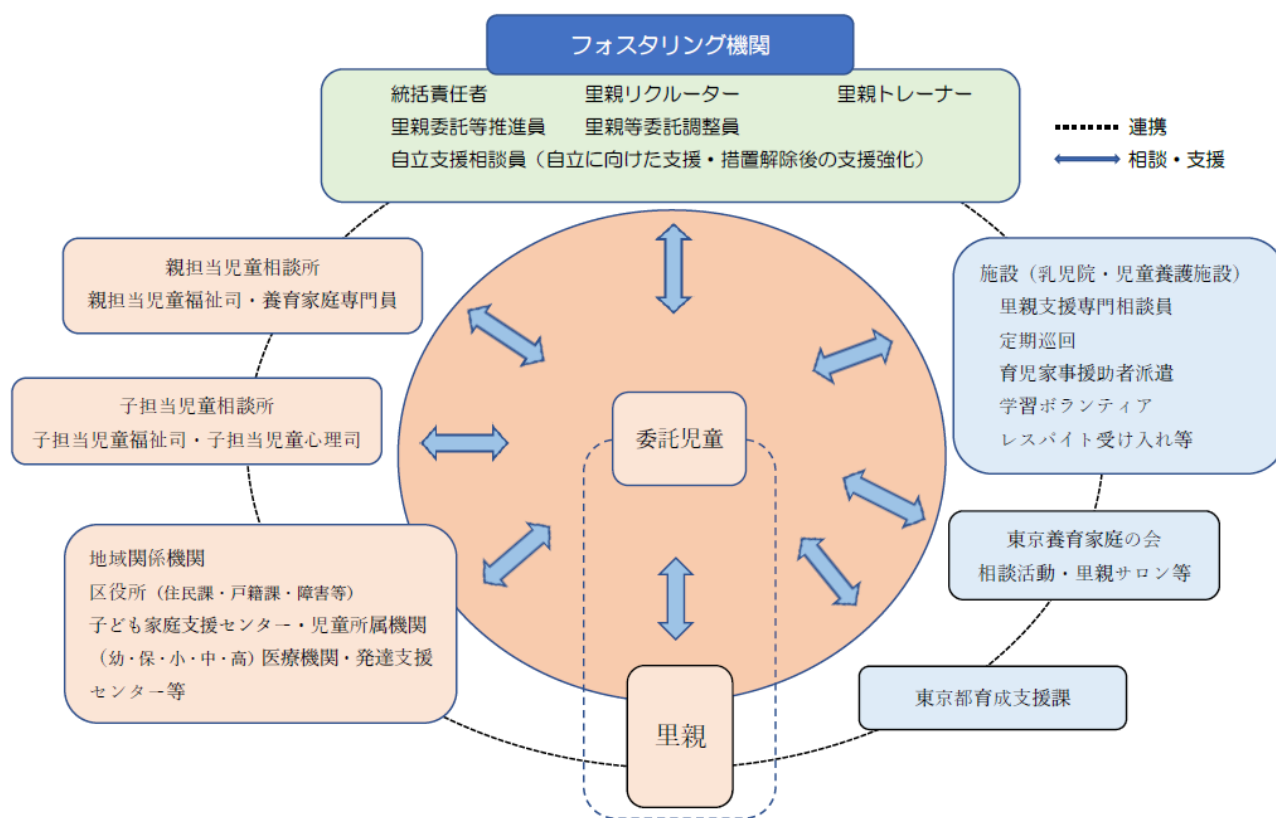
児童相談所開設までの取組計画					
項目	今後の文京区での取組 (案)	令和4年度 (現在)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親制度の普及啓発	里親関係イベント開催	●養育家庭体験発表会開催		●外部有識者による講演を含んだフォーラム	
	既存のイベントに出展	●ダイバーシティ推進担当主催のイベントでチラシ設置 ●区の子育て関係イベント（子育てフェスティバル等）にてチラシ配布	●カラーリボンフェスタ・子育てフェスティバル等でのチラシ配布等		
	広報物掲示	●動画（都作成）放映場所案：文京シビックセンター区民ひろばマルチビジョン、ローぐる ●区独自の里親啓発動画作成	●文京シビックセンター区民ひろばマルチビジョン、Bーぐるでの動画放映 ●YouTubeチャンネルで里親啓発動画を公開		
	里親支援機関による出前講座の活用	●出前講座開催場所案：要保護児童地域対策協議会実務者ネットワーク会議、区小中学校、区保育園、文京区子育てサポーター向けの研修	●区職員等向け出前講座の開催 子ども家庭支援センター向けの講座開催 小中学校、区保育園向けの開催に向けて下地作りの上開催		
	広報物の配布	●チラシ配布先案：区内保育園（巡回訪問なども活用できるか検討）、幼稚園、小中学校、文京区子育てサポーター向けの研修 ●街頭キャンペーン	●街頭キャンペーン ●子育てサポーター研修でのチラシ配布 保育園、幼稚園、小中学校へのチラシ配布に向けて下地作りの上、実施		
	広報紙、HPでの広報	●里親制度に関する記事を区報1面掲載又は里親特集号を新聞折り込み ●区ホームページ拡充（里親ナビのリンク、養育家庭体験発表会の動画をYouTube公開） ●区SNSを活用（里親月間等について周知） ●区CATVにて番組作成（制度紹介）	●区ホームページの拡充 ●区報に里親制度に関する情報を掲載（制度説明等） ●区SNSの活用（里親月間等について周知）	●児相開設に向けての区CATVにて番組作成 ●里親特集の記事の掲載	

児童相談所開設

ウ 本区の里親支援体制

本区として行う里親支援の体制については、特別区での協議等を踏まえ、当面は東京都が現在行っている「里親制度におけるチーム養育体制」を基本にした支援体制とします。特に区児童相談所開設当初は、所管児童相談所の変更による混乱を避け、里親支援の継続性を確保することが必要であることから、その体制を基本としつつ、本区としての支援体制を検討し、安心して養育できる体制を構築していきます。

文京区におけるチーム養育体制（イメージ図）



エ フォスタリング業務の民間機関への委託

(ア) 平成30年に取りまとめられた「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」では、フォスタリング業務について以下のように記載しています。

○ フォスタリング業務の目的

- ・ より多くの里親を開拓し、里親との確かな信頼関係を基盤に、里親の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親養育を実現し、維持すること。
- ・ さらに、里親と子どもが、地域社会の偏見や理解不足のために孤立することのないよう、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進することで、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることにある。

○ フォスタリング業務の定義

- ・ フォスタリング業務とは、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援である。

○ 民間フォスタリング機関のメリット

- ・ 民間機関ならではのリクルート手法によって、多様な里親を開拓できる。
- ・ 委託決定の権限を持つ児童相談所とは異なる立場にあるため、里親とチームを組みやすく、里親の思いに寄り添ったサポートとスーパービジョンが行いやすい。
- ・ 人事異動がある行政機関とは異なり、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材の確保及び育成により、フォスタリング業務に関する専門性と経験を蓄積するとともに、里親との継続的な信頼関係を築くことで、高度な実践が可能となる。

(イ) 本区としては、区児童相談所開設後、フォスタリング業務を民間機関に委託することとしますが、委託する具体的な内容については、引き続き検討します。

(3) 区内への社会的養護の施設誘致の方針・方向性及び社会的養護退所者への支援

ア 社会的養護の施設誘致

乳児院等の施設の誘致については、都内の施設の状況、本区の措置児童数の状況等を踏まえて、その可能性について課題として研究していきます。

イ 社会的養護施設等を退所した者への支援について

児童養護施設等を退所した者への支援については、他区等の実施状況や本区におけるニーズ等を踏まえて、地域で生活を営んでいけるための支援を検討していきます。

10 自治体間の広域調整

東京都との児童相談所設置に伴う児童相談所関連業務の引継ぎ等に係る協議結果、特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会での協議結果に基づき、東京都及び児童相談所設置区と広域調整を行います。

(1) 東京都との連携

東京都の児童相談所における広域調整の継承を念頭に置き、東京都児童相談センターから確実な引継ぎを行うための連携を図っていきます。また、開所後の児童養護施設・乳児院等の広域利用、里親の相互委託及び一時保護所の相互利用等について、連携体制を整えます。

(2) 特別区間の連携

国や東京都の動向に応じ、共通課題に対処します。また、里親の相互委託及び一時保護所の相互利用等について、連携体制を整えます。

11 児童相談システム

区児童相談所の開設に伴い、児童相談所業務に必要な機能を新たに備えたシステムを構築します。

システムの構築に当たっては、迅速かつ適切に児童相談に対応できるよう、児童相談所業務と密接に関連する、子ども家庭支援センターの既存システム及びその他システムとの情報連携を図ります。

また、秘匿性の高い個人情報を確実に保持し適正な管理を行うとともに、システムの活用により職員の事務負担の軽減を図り、効率的かつ効果的な運用を目指します。

(1) システムで扱う業務範囲

本システムが対象とする主な業務は、相談管理、会議管理、一時保護情報管理、援助情報管理、経過記録管理、指導・措置、負担金管理、債権管理、里親管理及び統計処理等とします。

(2) 情報の連携

住民記録に関する情報等、業務に必要な情報について、システム間での連携を検討します。

(3) セキュリティ対策

システムの導入にあたり、「文京区電子計算組織の運営に関する規則」に基づき情報システム委員会に諮り、進めていきます。また、システムの構築及び運用に当たっては、「文京区情報セキュリティに関する規則」及び「文京区情報セキュリティ対策基準」等の規定を遵守し、適切な対策を講じていきます。

(4) スケジュール

- 令和4年度
情報システム委員会
予算要求
- 令和5年度
システム構築に係る契約締結
システム構築
動作検証・試験
- 令和6年度
システム稼働
システム保守に係る契約締結
- 令和7年度
(仮称) 文京区児童相談所開設

(5) その他

国の「要保護児童等に関する情報共有システム」について検討します。

12 東京都からのケース等の引継ぎ

東京都による子どもとその家庭への支援が、(仮称)文京区児童相談所の設置に当たり途切れることがないよう、東京都児童相談センターから本区への児童ケースの引継ぎを十分な人的体制と期間を設定し実施します。詳細な情報や事務上の手続については協議を重ねながら引き継ぎます。

(1) 児童福祉司及び児童心理司の派遣による引継ぎ

児童相談所開設に向け、東京都の担当者から直接引継ぎを受ける本区の職員を令和6年度から東京都児童相談センターに派遣します。具体的には、家庭訪問や面接に同行・同席をするなど、都と区が共同で支援を行い、子どもや家庭との信頼関係を築いていきます。

【主な協議内容】

- ・ 引継ぎ対象とするケースの考え方
- ・ 引継ぎの開始時期・方法等
- ・ 189 及び警察の身柄付通告の対応に係る引継ぎ
- ・ 本区に在住する（又は所在する）里親の引継ぎ
- ・ 関係書類の引継ぎ

(2) 事務引継ぎ等に関する協議

東京都児童相談センターが所管してきた事務を円滑に区に引き継ぐため、必要な事項について情報交換と協議を行います。

【主な協議内容】

- ・ 児童台帳及びシステムデータの引継ぎ
- ・ 訴訟中ケース・開示請求等に関する引継ぎ
- ・ 徴収金の引継ぎ
- ・ 関係書類の引継ぎ

(3) 児童相談所設置の周知

相手先、周知内容、周知方法、周知時期及び実施者別に漏れなく周知できるよう、協議します。

13 児童相談所設置市が処理する業務

児童相談所を設置する自治体は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4項第1項、同法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の3及び厚生労働省通知（平成20年8月29日雇児総発第0829001号「児童相談所を設置する市について」）により、児童相談所設置市が行うべき事務（以下「設置市事務」という。）の範囲が規定されているため、区が児童相談所設置市に移行した際には、法令並びに国の通知及び要綱に基づき、都が現在処理している事務の一部が区に移管されることとなります。

本区では、各事務について暫定的に主検討担当課を定め、各事務の検討を進めてきましたが、次のとおり担当課を決定し、都や他区の状況も踏まえ、引き続き庁内で検討を進めていきます。

各事務の具体的な内容については、各課での検討と関係各課で構成する会議体での情報共有とを経て、毎年度更新を行っています。子ども家庭支援センター児童相談所準備担当が児童相談所の開設まで事務局となり、各事務の進捗状況の確認や必要な調整を行っています。

＜児童相談所設置市事務（児童相談所の設置に伴い区が処理する事務）の概要＞

	事務名	担当課	概要
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子育て支援課 幼児保育課 子ども家庭支援センター	児童福祉法に基づき、児童、妊産婦・知的障害者の福祉に関する事項、母子家庭の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、知事の諮問に答え、又は関係機関に意見を具申する。
2	里親に関する事務	子ども家庭支援センター	里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当である者を里親として認定する。
3	児童委員に関する事務	福祉政策課	児童委員の指揮監督及び研修を行う。
4	指定療育機関に関する事務	健康推進課	結核り患児童の医療に係る療育の給付及び給付事務を委託する病院（指定療育機関）の指定を行う。
5	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	予防対策課	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定等を行う。
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害福祉課	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児施設医療費の支給を行う。
7	児童自立生活援助事業に関する事務	子ども家庭支援センター	児童自立生活援助事業の届出に関すること、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止を行う。

8	児童福祉施設に関する事務	障害児入所施設	障害福祉課	・国・都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可 ・国・都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の廃止又は休止の承認 ・児童福祉施設の設置者に対する、最低基準維持のための監督として行う報告の徴収、検査等 ・国・都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可の取り消し
		児童発達支援センター		
		児童厚生施設	児童青少年課	
		母子生活支援施設	生活福祉課	
		乳児院	子ども家庭支援センター	
		児童養護施設		
		児童心理治療施設		
		児童自立支援施設		
		児童家庭支援センター		
		助産施設		
		保育所	幼児保育課	
		幼保連携型認定こども園		

9	認可外保育施設に関する事務	幼児保育課	認可外保育施設への指導監督等を行う。
10	小規模住居型児童養育事業に関する事務	子ども家庭支援センター	小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害福祉課	障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。
12	一時預かり事業・病児保育に関する事務	子育て支援課 幼児保育課	一時預かり事業・病児保育の届出、検査、制限又は停止を行う。
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害福祉課	障害児入所施設、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者等の情報（法人・事業所等の所在地などの基本情報や利用者の権利擁護の仕組みなどの運営情報）公開を行う。
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務	子ども家庭支援センター	民間あっせん機関の許可、指導及び助言、検査、制度周知等を行う。
15	特別児童扶養手当に係る判定事務	子ども家庭支援センター	「特別児童扶養手当」を申請するにあたり必要な知的障害の認定診断書を作成する。
16	療育手帳に係る判定事務	子ども家庭支援センター	18歳未満の方への愛の手帳（療育手帳）の交付にあたり、知的障害の有無や程度について判定し、都知事へ進達する。

14 施設概要

児童相談所の施設については、地上3階、地下1階の建物の中に、児童相談所（相談援助業務）の機能と一時保護所の機能を設けます。児童相談所（相談援助業務）については、区民の方が実際に相談する際に使用する相談室、職員室、会議室等を整備します。また、一時保護所については、一時保護された子どもが生活を送るうえで必要な居室、トイレ、風呂、食堂、ラウンジ、学習室などを整備します。また、施設の場所は、シビックセンターからは徒歩約10分程度です。

(1) 所在地と建物概要



項 目	内 容
所在地	文京区小石川三丁目14番
敷地面積	1,226.55 m ²
延床面積	2,330 m ² 程度
階数	地上3階・地下1階

エリア		諸室
児童相談所	一般	エントランスホール、待合室、授乳室、トイレ（一般・バリアフリー）
	管理	職員室、会議室、倉庫、警備員室、用務員室、機械設備員室、トイレ（職員）、更衣室、休憩室
	専門	相談室、心理療法室、観察室
一時保護所	管理	職員室、医務室、倉庫（保護児童所持品・備品・防災備蓄）、トイレ（職員）、面接室、多目的室
	居住	幼児 居室、トイレ、浴室、脱衣、洗面
		学齢 （男女別）居室、トイレ、浴室、脱衣、洗面 （共用）食堂・ラウンジ（一体型）、静養室、トイレ（バリアフリー）
	その他	厨房、洗濯室、学習室、体育室、屋外多目的スペース
その他設備		駐輪場、駐車場、災害時用設備（マンホールトイレ）

※ 今後の状況に合わせて、変更等を行う場合があります。

(2) 施設整備スケジュール

児童相談所の建設予定地において、令和4年度に建設工事に着手し、令和6年度に建物が竣工し、令和7年度に開設する予定です。

年度	主な内容
令和4年度～5年度	○建設工事实施
令和6年度	○建設工事实施 ○建設施設の利用開始 ○児童相談所開設準備期間
令和7年度（予定）	（仮称）文京区児童相談所開設

(3) 施設設計の基本的な考え方

- 来所者動線と入所児童の動線が交わることをないように機能毎に明確なゾーニング（エリア、フロア）を検討しました。また、日常動線と避難動線との整合性を検討しました。
- 利用者と管理者双方にとって、安全で安心な施設となるよう諸室配置に配慮して検討しました。
- 施設設計に当たっては、エリア、ボリューム、フロア、必要諸室を総合的に検討して作成しました。

(4) 施設設計の工夫

- 主に来所者が利用するバリアフリースイイレには、ベビーチェアやオストメイト用設備に加え、多目的シートを設置し、車いす利用者や介助が必要な方等が安心して利用できる設計としました。
- 一時保護所の居室は基本的に個室とします。また、様々な感染症に対応できるよう、入所児童の個々の状況に応じて、ユニットバス（洗面・バス・トイレ）を併設した個室を利用できる設計としました。さらに、一時保護所のバリアフリースイイレの扉は、周囲からの目線に配慮した配置としました。

15 資料

(1) 子ども家庭支援センターの相談員の行動回数（総合相談事業）

（令和4年3月31日現在）

○ 総合相談事業

（単位：回（延））

	一般相談	専門相談	合計	児童虐待
平成29年度	9,424	701	10,125	6,435
平成30年度	12,173	452	12,625	7,909
令和元年度	19,308	308	19,616	13,487
令和2年度	41,904	211	42,115	26,583
令和3年度	40,922	101	41,023	25,991

※ 相談員の行動回数（訪問、面接、電話等）の集計数

※ 専門相談：臨床発達心理士、社会福祉士、小児科医、弁護士、精神科医

○ 児童虐待内容別状況（新規）

（単位：人）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 （ネグレクト）	合計
平成29年度	123	0	115	65	303
平成30年度	138	1	185	92	416
令和元年度	233	2	229	249	713
令和2年度	190	0	242	274	706
令和3年度	215	2	283	189	689

※ 福祉事業統計集計方法による。

※ 令和元年度「保護の怠慢・拒否」には、乳幼児健診未受診者・未就園児等状況確認調査による86件を含む。

※ 令和2年度「保護の怠慢・拒否」には、乳幼児健診未受診者・未就園児等状況確認調査による158件を含む。

○ 支援対象児童数

（単位：人（延））

	前年から維持数	新規	解除	年度末
平成29年度	901	466	620	747
平成30年度	747	597	767	577
令和元年度	577	939	743	773
令和2年度	773	842	1,007	608
令和3年度	608	788	989	407

※ 福祉事業統計集計方法による。

○ 子ども応援サポート室

平成 29 年度より事業開始（巡回相談は平成 30 年度より開始）

（単位：件）

（単位：回）

（単位：件）

	相談 (電話・メール)	巡回相談	
		訪問	新規相談
平成 29 年度	10	－	－
平成 30 年度	11	137	45
令和元年度	8	129	54
令和 2 年度	12	43	11
令和 3 年度	7	83	29

※ 巡回相談：小中学校、幼稚園、保育園等への訪問により実施

○ 関係機関との連絡会

（単位：回）

	要保護児童対策地域協議会					
	代表者 会議	実務者 会議	個別ケース 会議	医療関係者 会議	実務者ネット ワーク会議	小計
平成 29 年度	1	4	78	2	12	97
平成 30 年度	1	4	53	2	12	72
令和元年度	1	4	76	2	12	95
令和 2 年度	1	2	85	0	9	97
令和 3 年度	1	2	83	1	8	95

	主任児童委員 との連絡会	保健師合同 研究会	保健サービスセン ターとの連絡会	総合教育相談 連絡会	合計
平成 29 年度	10	6	10	1	124
平成 30 年度	10	6	3	1	92
令和元年度	9	6	0	0	110
令和 2 年度	6	6	2	0	111
令和 3 年度	2	6	5	0	108

○ 育児支援ヘルパー派遣状況

（単位：家庭）

（単位：家庭）

（単位：回）

	新規派遣決定	利用家庭	派遣
平成 29 年度	13	38	928
平成 30 年度	14	18	384
令和元年度	25	27	485
令和 2 年度	25	39	918
令和 3 年度	10	26	399

○ 親子ひろば事業（びよびよひろば）

（単位：人）

（単位：人（延））

	登録児童	利用者数		
		児童	保護者	合計
平成 29 年度	3,736	13,914	14,286	28,200
平成 30 年度	3,693	13,808	14,262	28,070
令和元年度	3,652	12,420	12,877	25,297
令和 2 年度	2,734	4,155	4,023	8,178
令和 3 年度	2,013	4,402	4,287	8,689

○ 子育て支援講座

（単位：回）

（単位：人（延））

（単位：回）

（単位：人（延））

	びよびよ HUG ハグ		育児スキルトレーニング	
	開催	参加	開催	参加
平成 29 年度	13	431	14	175
平成 30 年度	13	525	14	188
令和元年度	12	441	14	201
令和 2 年度	0	0	8	89
令和 3 年度	0	0	14	101

○ 養育家庭体験発表会

（単位：回）

（単位：人）

	開催	参加
平成 29 年度	1	67
平成 30 年度	1	58
令和元年度	1	85
令和 2 年度	1	31
令和 3 年度	0	0

○ 子どもの最善の利益を守る法律専門相談

（平成 27 年 5 月より事業開始）

（単位：件）

	相談
平成 29 年度	56
平成 30 年度	50
令和元年度	35
令和 2 年度	34
令和 3 年度	29

(2) 児童福祉法等の変遷

児童福祉法等に関する主な変遷は、以下のとおりです。

年 月	概 要
昭和 22 年 (昭和 22 年 12 月公布、昭和 23 年 4 月全面施行)	■ 児童福祉法の制定 これに伴い、旧児童虐待防止法を廃止
昭和 24 年 (昭和 24 年 6 月公布・施行)	■ 児童福祉法の改正 刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の児童に係る少年法の規定との関係の調整同居児童の届け出制度の創設 市町村による児童福祉審議会の設置を可能とする等
昭和 26 年 (昭和 26 年 6 月公布、昭和 26 年 10 月施行)	■ 児童福祉法の改正 福祉事務所と児童相談所それぞれの業務、職務分担の明確化 児童相談所の所長及び所員の資格要件の規定 親権喪失についての児童相談所長による請求権付与等
昭和 27 年 (昭和 27 年 7 月公布・施行)	■ 児童福祉法の改正 都道府県に置くとされていた児童福祉司を児童相談所に置き、児童相談所長がその担当区域を定める等
昭和 40 年 (昭和 40 年 8 月公布、昭和 41 年 1 月施行)	■ 母子保健法の制定
⋮	
昭和 63 年 1 月	■ 民法の改正 特別養子制度の創設等
平成 6 年 4 月	■ 児童の権利に関する条約の批准
平成 10 年 (平成 10 年 2 月公布、平成 10 年 4 月施行)	■ 児童福祉法の改正 養護施設等の名称及び機能の見直し 児童家庭支援センターの設置等の改正等
平成 12 年 (平成 12 年 5 月公布、平成 12 年 11 月施行)	■ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の制定 児童虐待の定義（保護者による：身体的、性的、ネグレクト、心理的） 児童虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務（連携強化） 児童虐待の早期発見、住民の通告義務 立入調査、警察の援助、児童の福祉にかかわる専門職の責務 保護者に対する児童福祉司等の指導 親権者の適切な親権の行使等
平成 16 年 (平成 16 年 4 月公布、平成 16 年 10 月施行)	■ 児童虐待防止法の改正 児童虐待は著しい人権侵害であると明記 児童虐待の定義見直し（同居人の行為を保護者のネグレクトの一類型とする） 面前 DV 等、児童への被害が間接的なものについても児童虐待に含む。

平成 16 年 (平成 16 年 11 月公布、 平成 18 年 12 月施行)	通告義務の拡大（「思われるもの」も含む。） 面会・通信制限規定の整備等 ■ 児童福祉法の改正 市区町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加） 要保護児童対策地域協議会の法定化 乳児院及び児童養護施設の年齢要件の見直し 里親に関する監護、教育及び懲戒権に関する権限を明確化
平成 20 年 (平成 19 年 6 月公布、 平成 20 年 4 月施行)	■ 児童虐待防止法の改正 児童の安全確認義務、出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化（臨検・捜索） 面会・通信等の制限の拡大・接近禁止命令 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等
平成 21 年 (平成 20 年 12 月公布、 平成 21 年 4 月施行)	■ 児童福祉法の改正 被措置児童等に対する虐待の措置の明確化等 要保護児童対策地域協議会の機能強化 設置の努力義務化 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業法定化及び努力義務化 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化
平成 24 年 (平成 23 年 6 月公布、 平成 24 年 4 月施行)	■ 民法・児童福祉法の改正 親権と親権制限制度の見直し（親権停止の創設等） 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について 未成年後見制度の見直し（法人又は複数選任）
平成 28 年 (平成 28 年 6 月公布、平成 28 年 6 月施行)	■ 児童福祉法・児童虐待防止法・母子保健法の改正 ○ 児童福祉の理念の明確化等 保護者支援とともに、家庭と同様の環境における養育の推進 市町村・都道府県・国の役割と責務の明確化 しつけを名目とした児童虐待の禁止 ○ 母子保健施策を通じた虐待予防等
(平成 28 年 6 月公布、 平成 28 年 10 月施行)	○ 児童虐待の発生予防 支援を要する妊婦等に関する情報提供 ○ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 児童相談所の体制強化（児童心理司、医師又は保健師、指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を実施） 関係機関等による調査協力
(平成 28 年 6 月公布、 平成 29 年 4 月施行)	○ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 市町村の児童等に必要な支援拠点（市区町村こども家庭総合支援拠点）の整備 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化（専門職の配置） 児童相談所設置自治体の拡大（特別区も設置可能に） ○ 被虐待児童の自立支援 養子縁組里親の法定化 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援 養子縁組に関する相談・支援を児童相談所業務として位置付け

	18歳以上の者に対する支援の継続、自立援助ホームの対象者の拡大等 ○ 児童虐待の発生予防 子育て世代包括支援センターの法定化
平成30年 (平成28年12月公布、平成30年4月施行)	■ 民間あっせん機関等による養子縁組のあっせんに係る児童の保護者等に関する法律の制定 養子縁組あっせん事業に係る許可制
(平成29年6月公布、平成30年4月施行)	■ 児童福祉法・児童虐待防止法の改正 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（引き続き一時保護を行う場合で、親権者の意に反する場合） 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大
(平成30年6月公布、令和4年4月施行)	■ 民法の改正 成年年齢の引き下げ
令和元年 (令和元年6月公布、令和2年4月施行) ※一部は令和4年4月又は令和5年4月施行	■ 児童福祉法・児童虐待防止法・少年法・配偶者暴力防止法の改正 ○ 児童の権利擁護 - 親権者等による体罰の禁止 - 懲戒権の在り方の検討 - 児童相談所の業務の明確化 - 児童の意見表明権を保障する仕組みの検討 ○ 市町村及び児童相談所の体制強化等 - 市町村及び都道府県における体制の整備等に対する国の支援等 - 児童相談所の介入機能と支援機能の分離等 - 児童相談所への児童心理司、児童福祉司、スーパーバイザーの配置基準等 - 児童相談所の業務の質の評価の実施等 ○ 児童相談所の設置促進 - 中核市及び特別区に対する児童相談所の設置支援 ○ 関係機関間の連携強化 - 連携強化すべき関係機関の明確化 - 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化 - 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務 - DV対応と児童虐待対応との連携強化 - 要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務 - 児童が転居する場合の措置他
令和4年 (令和4年6月公布、一部を除き、令和6年4月施行)	■ 児童福祉法・母子保健法の改正 ○ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡大 - 子ども家庭センターの設置とサポートプランの作成 - 市区町村における子育て家庭への支援の充実 - 児童発達支援センターの役割・機能の強化 ○ 都道府県等、児童相談所による支援の強化 - 親子再統合支援事業の制度への位置付け

	里親支援センターの設置 妊産婦等生活援助事業の制度への位置付け ○ 社会的養育経験者の自立支援 - 児童自立生活援助事業の対象者の年齢要件等の弾力化 - 社会的養護自立支援拠点事業の制度への位置付け ○ 児童の意見聴取等の仕組みの整備 - 子どもの権利擁護に係る環境整備 - 児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等 ○ 一時保護開始時の司法審査等 - 一時保護開始時の適正手続きの確保（司法審査） - 一時保護所の設備・運営基準の策定と一時保護所の環境改善 ○ 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 - 子ども家庭福祉の認定資格の導入 ○ 児童をわいせつ行為から守る環境整備
（令和4年6月公布、 令和5年4月施行）	■ こども基本法の制定 施策に対する子ども、子育て当事者等の意見の反映 支援の総合的・一体的提供の体制整備 関係者相互の有機的な連携の確保 この法律・児童の権利に関する条約の周知 こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等
（令和4年12月公布・ 施行）	■ 民法の改正 懲戒権の削除

【参考文献等】

- ・ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
 - ・ 児童福祉法（昭和22年法律第144号）
 - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
 - ・ 「児童相談所運営指針」厚生労働省（平成2年3月5日 児発第133号）
 - ・ 「一時保護ガイドライン」厚生労働省（平成30年7月6日 子発0706第4号）
 - ・ 「市区町村子ども家庭支援指針」厚生労働省（平成29年3月31日 雇児発0331第47号）
 - ・ 磯谷文明・町野朔・水野紀子編集代表『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』有斐閣、令和2年12月25日出版
 - ・ 日本弁護士会連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法実務マニュアル【第6版】』明石書店、平成30年7月1日出版
 - ・ 『東京都児童相談所事業概要(2022年版)』東京都
 - ・ 『東京都児童相談所のしおり(2022年版)』東京都
 - ・ 東京都児童相談センター 児童相談所「一時保護所のご案内」
 - ・ 東京都福祉保健局少子社会対策部児童相談センター・児童相談所ホームページ
- URL https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/jicen/ji_annai/annai.html

都からの一時保護受託の実施について

1 概要

区児童相談所開設に向け、現在の都内における一時保護施設の状況等を鑑み、開設当初から本区の一時保護施設の安定的な運営を行うため、都が一時保護を行った児童について、一時保護受託を実施する。

本件の実施にあたっては、受託要件や役割分担等について定めるため、一時保護委託に関する協定を都と締結する。

2 実施根拠

児童福祉法第33条

3 受託期間

令和7年1月15日から令和7年3月31日まで

4 受託人数

原則2歳以上の児童で、同時に受託する児童は5人以内(※)

※学齢男子2人、学齢女子2人、幼児1人(定員の半数)までとし、延べ人数の上限は設定しない

5 受託する児童

原則として、住所地在文京区である保護児童